

平成27年9月第4回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 平成27年10月6日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小菅耕二
7番 小山栄治
8番 木村利晴
9番 桜田秀雄
10番 林修三
11番 山口孝弘
12番 小高良則
13番 湯浅祐徳
14番 川上雄次
15番 林政男
16番 新宅雅子
17番 京増藤江
18番 丸山わき子
19番 石井孝昭
20番 加藤弘

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	榎本隆二
総務部	長	武井義行
市民部	長	石川良道
経済環境部	長	麻生和敏

建設部長	河野政弘
会計管理者	醍醐真人
財政課長	江澤利典
国保年金課長	石川孝夫
高齢者福祉課長	和田文夫
下水道課長	山本安夫
水道課長	金崎正人

・連絡員

秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	山本雅章
社会福祉課長	佐瀬政夫
農政課長	水村幸男
道路河川課長	横山富夫

○教育委員会

・議案説明者

教育長	加曾利佳信
教育委員会教育次長	吉田一郎

・連絡員

庶務課長	勝又寿雄
------	------

○選挙管理委員会

・議案説明者

事務局長	山本雅章
------	------

○農業委員会

・議案説明者

事務局長	醍醐文一
------	------

○監査委員

・議案説明者

事務局長	川崎義之
------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	藏村隆雄
副主幹	梅澤孝行

主		査	中 嶋 敏 江
主	査	補	須賀澤 勲
主	査	補	居 初 理英子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

平成27年10月6日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（加藤 弘君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

順次質問を許します。

最初に誠和会、木村利晴議員の個人質問を許します。

○木村利晴君

おはようございます。誠和会、木村利晴でございます。

2期目の登壇の榮譽を賜りましたこと、感謝、御礼申し上げます。初心を忘れず4年間務めさせていただきます。

また、さきの台風18号により、水害をこうむられた方たちにお見舞いを申し上げるとともに、一刻も早い復興を願っております。

では、質問に入らせていただきます。

まず教育問題、次に街の活性化について、随時質問させていただきます。

質問事項1、教育問題について質問させていただきます。

要旨（1）学力向上について。

平成27年4月21日に、小学校6年生、中学校3年生を対象に全国学力テストが実施され、その結果が公表されました。「初めて全員参加方式で実施された理科では、実験結果の分析など知識の活用力に課題があった。国語・算数・数学では、基礎的な学力は定着しているものの、情報を結び付けて考察したり、自分の考えをまとめて説明したりすることを苦手とする傾向が続いていた」との分析がありました。テストの内容は、小学校が国語と算数と理科、中学校が国語と数学と理科で、国語と算数、数学は、知識力を問うAと知識活用力を問うBに分かれており、2015年の公立小・中学校全教科の正答率を相加平均してランキングを計上し公表されました。正答率の全国平均は61.7パーセント。最も正答率が高かったのは、秋田県で67.8パーセントでした。千葉県は、正答率61.6パーセント、全国23位で、ほぼ全国平均の成績でした。

そこで質問いたします。要旨①八街市内の小・中学校の正答率はどうだったのでしょうか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本年4月に実施された全国学力・学習状況調査の結果では、本市児童・生徒の正答率は、全国平均を下回っており、前年度とほぼ同様です。全国平均と比較して、小学校の国語Aでは、その差が4ポイント、国語Bは9ポイント、算数Aは7ポイント、算数Bは7ポイント、理科では3ポイント低くなっております。中学校では、国語Aではその差が6ポイント、国語Bは5ポイント、数学Aは9ポイント、数学Bは9ポイント、理科では7ポイント低くなっております。評価の観点から見ると、小学校の読む能力は全国との差が2ポイントと縮まっ

ており、わずかながら前年度より向上していると言えます。なお、調査結果を分析すると「物事を筋道立てて考える思考力」「文章や資料から読み取る力」「自分の言葉で表現する力」に課題があるとともに、家庭での学習時間、読書量が少なく、学んだことを他の教科や生活に活かそうとする意識が低いと言えます。今後、学力向上を図る上で、これらの点も課題として改善に努めてまいります。

○木村利晴君

ありがとうございました。

全国平均よりもかなり下回っているなという感はちょっと否めませんが、特徴として、どのように捉えておられたのか、その辺のところを聞きたいなと思うんですが、横浜市では、8月31日付で教育委員会事務局指導企画課より、全国学力・学習状況調査結果が公表されております。各教科での学習状況調査はされたのでしょうか、お伺いいたします。今いろいろなポイントを言われましたけれども、その中でも特徴が見られたかどうか、ちょっとお聞きします。

○教育次長（吉田一郎君）

教育長答弁のとおり、本市の小学校及び中学校の平均正答率を見ますと、全ての教科において全国の平均正答率より低い正答率となっております。小学校における全教科合計平均正答率から見ますと、本市は全国に対して、小学校ですけれども90パーセントほどであり、また中学校における全教科合計平均正答率では、全国に対し約88パーセントというほどでございます。また、正答率の分布状況から見ますと、本市の小学校及び中学校は、全国と比較しまして上位層が少なく、中位層が多い分布状況となっております。このようなことから、学力向上を図るためには、上位層を発展的な学習によって伸ばし、またこの影響によって中位層を引き上げていかなければと考えており、既に八街市小・中学校校長会におきまして、その旨を説明しております。また、発展的な学習というものにつきましては、学習指導要領の内容をさらに深めたり、広めたりするような学習でございます。

○木村利晴君

ありがとうございました。

いろいろと細かい分析も必要かと思えますけれども、全体的に底上げが必要なのかなというふうに思っております。

学力には生活習慣との相関関係が、やはり大きく影響していると思われませんが、先ほども教育長の方から、家庭でのそういう教育も影響しているだろうと、家庭環境もあるだろうというふうなお話も伺ったのですが、その点をどのように分析されているのか、お伺いいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

生活習慣と学力の相関関係に関しましては、朝食を毎日食べていない児童・生徒は、毎日食べている児童・生徒と比べ、小学校では9ポイント、中学校では8ポイント、正答率が低い。平日の携帯電話やスマートフォンの使用時間が1時間以上の児童・生徒は、1時間未満

の児童・生徒と比べ、小学校では7ポイント、中学校では3ポイント、正答率が低い。平日、学校の授業時間以外の学習時間が2時間以上の児童・生徒は、2時間未満の児童・生徒と比べ、小学校では11ポイント、中学校では4ポイント、正答率が高いなどと報告されています。本市の児童の状況といたしましては、朝食を毎日食べていると回答した割合は80.3パーセントであり、千葉県の87.5パーセント、全国の87.6パーセントを下まわっております。平日1日当たり4時間以上、携帯やスマートフォンでメール、インターネットをすると回答した割合は、本市6.9パーセントであり、千葉県の3.2パーセント、全国の3.1パーセントを上回っております。平日、学校の授業時間以外に3時間以上勉強していると回答した割合は、本市7.7パーセントであり、千葉県の12.2パーセント、全国の11.1パーセントを下回っております。

次に、本市生徒、中学校の方ですけれども、生徒の状況といたしましては、朝食を毎日食べていると回答した割合は78.2パーセント、千葉県の82.2パーセントと全国の83.8パーセントを下回っております。また、平日1日当たり4時間以上、携帯やスマートフォンでメールやインターネットをすると回答した割合は16.1パーセント、千葉県の11.5パーセント、全国の9.9パーセントを上回っております。

次に、平日、学校の授業時間以外に3時間以上勉強していると回答した割合は、本市5.6パーセント、千葉県の11.1パーセント、全国の10.4パーセントを下回っております。このような状況を改善することで、また本市の結果は変わってくるようなものと思われまますので、今後、いかに自ら進んで勉強するよう指導していくか。また、家庭での学習時間の確保について、各家庭の理解と協力が得られるか、これが教育委員会の課題だと思っております。

○木村利晴君

ありがとうございました。

いろいろと細かい生活習慣に対するその勉強も、その成果というか、結果があらわれているようなのですが、いずれにしても、全てが全国平均よりも下回っていると。また、そういうスマートフォンを使っている子たちが、全国平均よりも長時間にわたっているというような結果が出ているということなんですけれども、本市では、これから、そのレベルアップの取り組みに対して、この生活習慣を変えていかなければいけないだろうという、これに対しては、大きく家庭が関わってくるかなというふうに思います。

親の経済力も学力格差につながってくる大きな問題です。これは、私は6月定例議会においても取り上げさせていただきましたけれども、学力テスト好成績、そして親の経済力も相関関係にあるということなんです、これも文部科学省の方から発表されておりますので、ちょっと紹介させていただきます。

文科省での調査では、昨年5～6月、公立校の小学校6年生と中学校3年生の保護者約4万人に実施し、4月の全国学力テストの結果とあわせて分析。

年収1千500万円以上の世帯の子どもは、200万未満の子どもよりも、テストの正答

率は12.7～25.8ポイント高いことがわかりましたということなんですけれども、ただ、親の経済力にかかわらず本や新聞を読むよう親から勧められている方が、国語、算数・数学のいずれも、正答率が10.7～17.1ポイント上回ったと。保護者が子どもと読んだ本の感想を話し合っている場合は、知識の活用力を問うB問題の正答率が、平均より6.5～9.0ポイント高かったと、こんな結果も出ております。

親の経済力が低くても、正答率が上位25パーセント以内に入った子どももおります。その生活習慣として、先ほど教育次長さんからも答弁がありましたが、（1）朝食を毎日食べ、毎日同じくらいの時間に寝ている。（2）親と勉強や成績のことについて話をする。また、（3）学校の宿題をし、規則を守るなどの特徴が見られたとあります。学校側の授業の改善はさることながら、並行して家庭での取り組みも行わなければ、形をつくって魂を入れずの体になりかねません。各家庭への取り組みはどう強化されていくのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

6月議会でもお答えいたしました。家庭学習の充実につきましては、各学校において家庭学習の手引きを作成しております。また、中学校を中心に夏休み等の長期休業を利用した補習、部活動引退後、放課後に受験対策の補習、校内掲示による学習のポイントや受験の傾向と対策の紹介なども行ってきました。地域人材を活用した講座の開設や学習の場の確保などの取り組みにも少しずつ広がってきております。教育委員会では、今後も児童・生徒を支える学習環境につきまして、学校、地域、家庭が協力して整備していけるよう、支援してまいります。

○木村利晴君

ありがとうございます。

いろいろな取り組みをしているのですが、経済的に恵まれない児童・生徒は、学校外で学ぶ機会が少ないということなので、この学ぶ機会を確保するために、本市ではどのような施策をお考えになっているのか、お伺いいたします。例としまして、学習塾と行政との連携があります。また、学校や保育園の教育経験者の協力を得て放課後塾の開設をする。また、交付事業として助成金制度の充実、月謝を生活保護世帯や就学援助を受けている世帯は免除するなど、いろいろと挙げられますが、本市としてはどのような取り組みをされているのか、お伺いいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

ただいまの教育長答弁にもありましたとおり、学習環境につきましては、今後も学校、地域、家庭が協力して整備していく所存であります。このようなことから、現在、対象を絞った学習支援事業は検討してございません。

○木村利晴君

地域の活動として、放課後子ども教室を開いて子どもたちの指導にあたっている、こんなこともありますので、こういうことも参考に、今後、八街市内の小・中学生がもう少しレベ

ルアップできるように、皆さんと協力しあって取り組んでいかれば良いなというふうに思っております。やはり、学ぶ機会を確保してあげることが、子どもたちの秘められた力を引き出して、「市内の全ての子どもたちの可能性を、地域全体で伸ばしていく」、こんな取り組みを期待しております。よろしくお願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。

小・中学生の夜中の徘徊について伺います。

今年8月、大阪府寝屋川市立中学1年生の少年・少女が、深夜徘徊をし、翌日早朝事件に巻き込まれ、遺体となり見つかりました。女子生徒は、13日の夜に大阪府高槻市の駐車場で、男子生徒は21日、大阪府柏原市の竹林で見つかりました。二人は、よく深夜に外をぶらついてたといいます。なぜ深夜に出歩くのでしょうか。「今は、24時間営業の店が多く、何よりも携帯電話で友達とつながっている。その安心感がハードルを下けている」と、教育評論家の尾木直樹氏は指摘しております。そして、親の問題もあります。「いつでも連絡がとれる」という考えは親にも蔓延しており、メールやLINEはバーチャルなつながりです。「過信すると足をすくわれかねない」とも警告されてもおります。二人は、事件当日も未明まで友人とLINEでやりとりをしていました。「いつでも、誰とでも、つながっていたはず」でしたが、事件を避けることはできませんでした。警察白書によりますと、平成26年以内に補導された19歳以下の少年は約73万人おります。そのうち6割近い約43万人が深夜徘徊で補導されております。

そこで質問いたします。八街市内の小・中学生の徘徊の現状は把握されておりますでしょうか、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

小学生についての報告はありませんが、中学生は、今年になってからは2件、警察から補導の報告を受けています。いずれも卒業生との関係があり、卒業生の中には、車による移動が可能ながいるため、行動範囲も市外にまで広がっております。そのため、警察による厳しい指導とパトロールの強化をお願いしております。

○木村利晴君

深夜徘徊の原因はどこにあるとお思いでしょうか。原因として考えられるのは、今小学生ではゼロということで、中学生になってからそういう深夜徘徊する子が出てきていると。1つの原因として考えられるのは、親離れをしていくようなこの時期に来ているのかなと。また、心理的な親からの自立、そしてまたそういう自立しようとしたときの不安感だとか、あと、自分と同じ意識を持つ共有の仲間をつくっていく。それでまた親に対する反抗、周りに対する反抗心が芽生えてきているのかなというふうに思います。その背景として、体と心のバランスが崩れているのではないのか、生活習慣が乱れているのではないのか、規範意識が低下しているのではないのか、家庭教育の問題があるのか、というふうに思います。この結果として、問題行動に走る、深夜の徘徊をする、非行集団との交友が始まる、薬物を乱用す

る、そして犯罪被害が遭うと、このような図式になっていくのかと思われます。八街市としましては、今、その2件ですか、中学生の子どもたちはどのように分析されているのか、お伺いします。

○教育次長（吉田一郎君）

今年度における2件については、卒業生との交友関係がメインであろうと思っております。また、多くの場合、深夜徘徊の原因としましては、家庭にいるよりは友人と外出している方が楽しいという思いが強く、このため、深夜外出に対して抵抗感がなくなっているということが考えられます。また、そのほかに、保護者に放任的な考え方や家庭環境、家庭の養育態度に問題が存在する場合も考えられます。また、社会的背景といたしましては、地域の方々子どもたちを深夜に見かけても声をかけなくなっているということや、また、24時間営業の商業施設があることなどが、その深夜外出、深夜徘徊の社会的背景にあるものだと考えてはおります。

○木村利晴君

ありがとうございます。

神奈川県青少年保護育成条例というのがありまして、第5条には、「保護者は、特別の事情がある場合の他は、青少年を深夜（午後11時から午前4時まで）に外出させてはならない」とあります。深夜徘徊児童・生徒に対する本市の対応、対策についてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

千葉県青少年育成条例では、第23条に深夜外出の制限が示されており、「保護者は、特別の事情がなければ、深夜、これは午後11時から翌日の午前4時までですが、青少年を外出させないよう努めなければならない」となっております。学校では、集会で生徒に注意喚起を行い、保護者会や保護者向けの文書でも啓発活動を行っております。また、警察にも、公園や商業施設のパトロールの強化をお願いしております。今後も、学校・保護者・地域の方々・警察が連携して取り組んでまいります。

○木村利晴君

ありがとうございます。

やはり、未来ある、輝いている子どもたちに、しっかりと対応していただきたいというふうに思っております。基本的な対応としましては、徘徊は非行集団との交友や犯罪被害に遭遇する危険性が高まるという認識で持って取り組んでいただきたいと。また、児童・生徒の心情を酌み取るとした家庭の養育態度や交友関係の背景を慎重に見極めていただきたい。家庭や地域関係者、警察、児童相談所等、各機関と丁寧な連携を図って対応していただきたいというふうに思います。家にも友人宅にもどこにも居場所がない子どもたちが、不審者による被害が出ないように、見守り態勢もしっかりと行っていただきたくお願いいたします。

この質問は終わらせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

街の活性化についてお伺いいたします。

少子高齢化による人口減少問題について。

人口減少の原因は何なのでしょう。出生率の低下によるものですが、その原因は、娯楽の多様化、女性の社会進出、未婚者に対する意識の変化、養育費の高騰が挙げられますが、本市も、八街市人口減少問題対策検討会議調査検討報告書を平成27年5月に公表しております。その中で、今後必要となる取り組みとして、1つ、婚活世代から子育て世代までの切れ目のない支援、子どもを産み育てやすい環境づくりの推進。2つ目、特に若い世代の市民が住み続けたいと感じるような魅力ある街づくりの推進、また、転入者を増やすよう魅力ある街づくりの推進。3つ目、市の魅力を広く市外に向けPRしていく広報活動やシティセールスプロモーション活動の推進とありますが、この3点の取り組みが必要とのことでしたが、人口減に歯止めのかかる今現在取り組んでいる対策、もしくは、これから取り組もうとしている計画がとおりになるのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の平成27年3月末日現在の住民基本台帳人口は、7万3千220人であり、0歳から14歳までの年少人口が8千153人、11.1パーセント、15歳から64歳までの生産年齢人口が4万7千58人、64.3パーセント、65歳以上の高齢者人口が1万8千9人、24.6パーセントであります。3月に議決をいただきました「八街市基本構想」の目標年次の平成37年における将来人口としては、6万8千人を想定しており、年少人口としては9.1パーセント、生産年齢人口としては56.5パーセント、高齢者人口としては34.4パーセントを想定しております。このように、本市における人口減少・少子高齢化は今後も進んでいくものと思われませんが、国においても、日本の人口減少が、今後加速度的に進むものと考えており、人口減少克服と地方創生を進めるために、まち・ひと・しごと創生に取り組んでいくこととしております。本市では、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえて、「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定作業を進めており、2060年における長期人口予測と5カ年の総合戦略に掲載すべき施策の内容等について、外部有識者からの意見をいただきながら、庁内本部会議等において検討を進めているところでございます。人口減少問題に関しましては、即効性のある特効薬等はありませんが、移住・定住の促進、雇用の確保、また、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望などがかなえられるよう、施策内容等につきまして検討を行い、本市の総合戦略に掲載してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

いろいろと人口流出問題もありますし、若い世代が増えないということもあります。本当の人口減少問題は、出会いの場を提供するとか、地域に子育て世代を勧誘するとか、若者に

魅力ある地域にするなど、自治体で試行錯誤が今続いておりますが、それは応急的な措置ではないのでしょうか。根本的に解決するには至らないのではないかと考えております。子を産み、育てるのは、10代から40代の若年層です。そして、若年層は働ける世代でもあり、稼働年齢でもあります。稼働年齢というのは15歳から65歳までをいいますが、人口減少対策は、稼働年齢層が対象だということに注意が必要だと思っております。その若年層を取りまく現在の生活関係は、非常に厳しいものとなっております。長時間労働を含め異常な働き方があります。週49時間以上働く長時間労働者の割合が、今の日本では23パーセントで、米国の16パーセント、イギリス・フランスの12パーセントを上回っております。また、これに反比例するかのように、夫の家事・育児時間を見ると、日本は欧米主要国の半分以下にとどまっています。長時間労働の夫が家事や育児に十分取り組めていないことが、女性が就労や出産に二の足を踏む要因になっていると考えられます。この長時間労働を制限しない限り、人口減少は抑えられないとも言われております。

しかし、残業をしないと賃金が少なくなり、さまざまな生活の負担に耐えられなくなります。住宅ローンの返済、自動車ローン、生活日用品費、高騰する光熱費、保険料の積立等があります。また、教育費の問題もあり、高等教育に必要な入学金や授業料の高騰は、先進諸国でも例を見ない実態があります。教育費を捻出するため、夫婦共働きで疲れきっている現実もあります。離婚の経験をしたひとり親家庭は、児童扶養手当や児童手当の支給額が低いいため、働きながら苦勞して子育てをしております。また、非正規雇用という不安定な就労形態の若者が増え続けております。年収の低さや将来に対する不安から、結婚をためらう人も少なくありません。

大学などの高等教育の無償化や若年層に対する家賃手当や、子育て世代に対する児童手当や児童扶養手当の大幅増額など、若年層や子育て世代が無理をしなくても暮らせるように、自主的な支援策が必要と思われませんが、国と連携して取り組んでいく、こんな施策は八街市におありになるのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

現在、八街市では地域活性化地域住民等緊急支援交付金、地方創生先行型の交付金を使いまして、さまざまな事業に取り組んでいるところでございます。先ほど市長の答弁の中でも若干触れさせていただきましたが、現在、まち・ひと・しごと創生地方版総合戦略というものを策定しております。この総合戦略は、大きく4つの視点に立った基本目標を立てておりまして、まず、1つ目が、安定した雇用を創出する。2つ目が、新しい人の流れを作る。3つ目として、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。4点目として、安・全安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。といったものに、これから具体的な施策というものを肉付けしていくこととなります。その具体的な施策につきましては、各自治体個々の実情にあった施策になるわけですが、根底には、やはり国の総合戦略、また県の総合戦略と整合したものとなっております。これを今年度中に作成するというところで今進めております。その施策に沿って、木村議員のおっしゃったような支援策等も推進できればという

ふうにご検討しております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

しっかりと取り組んでいただきたいと思います。昔の日本は、祖父や親族など、家事や育児をシェアし、負担を分かち合ってきました。現在は核家族が主流になっております。少子高齢化社会において、若年層と子育て世代は社会的弱者であります。労働や教育、住宅、所得保障、子育て支援など、縦割りの政策ではなくて、パラレルな政策に取り組んでいただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

産院の誘致について伺います。

これは分娩のできる産院のことです。人口減少、少子化対策として、若い世代の人たち、子を産み育てる世代の人たちに、安心・安全に暮らしていただける街づくりをしなければなりません。そのためには、今何が欠けているのか、欠けているものを補っていかねばなりません。安心して子を産み育てる環境をつくってあげることが求められていると思います。今、八街市で欠けているものは、分娩のできる産院がないことではないでしょうか。それも、この産院ならお産をしたいと、わくわくするような魅力ある産院が必要と考えます。妊婦さんの妊娠時、分娩、産後のケア、育児相談のできるワンストップ産院が必要と考えますが、そんな産院の誘致についてのご見解をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成25年4月以降、市内で出産できる医療機関はなくなりました。妊娠届出時に出産予定施設が未定の方で、出産する医療機関についてのご相談があった場合は、近隣医療機関について情報を提供し、相談に乗っております。今後も、妊娠期間中の妊婦一般健康診査の助成や、当市において妊婦を対象に実施しております母親学級の参加を呼びかけ、分娩・育児等の不安の解消を図るよう努めたいと考えております。なお、産院の減少につきましては、本年9月に開催されました印旛地域保健医療連携会議でも、産婦人科医の不足につきまして、危惧される声が出されたところでございます。当市といたしましても、市内に産院があることの重要性・必要性は十分認識しておりますが、1つの対応策といたしまして、周辺市町の出産のできる医療機関との連携促進等を視野に入れ、出産を控えた市民の皆様にご不安感やご不便のないように努めるとともに、医療機関の誘致につきましても、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

今、人口減対策を講じていかなければ、日本創成会議人口減少問題検討部会で発表されたとおり、地方から大都市に人口流出が続き、30年間で、20代から30代の女性の半分以上がいなくなります。歯止めをかけるのは今だと思っております。また、そんな産院が来て

くれると、雇用の創出にもつながります。街の活性化にも大いに貢献してくれると思っております。10年先、20年先を見据えて、時代が求める病院を誘致しなければならないと考えますが、前向きにご検討を願えますでしょうか、再度お伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

先ほど市長答弁にございましたように、本年9月に開催されました印旛地域保健医療連携会議、こちらのにおきましても、人口減少と少子化に関連した地域医療の動向に関する県の側からの説明がございまして、それに関連したお話として、今お話のあったように、産婦人科、産科の医師不足、これが話題になったというところでございます。また、同様なことは、本年9月に開催されました成田赤十字病院市町村担当者会議、こちらにおきましても、ある市の職員から、当市の産科がなくなったということで、どのように医師を確保しているのかというふうな質問が出たというふう聞いております。

成田赤十字病院につきましては周産期医療母子センターという位置付けがございまして、そこで妊婦の方の中ではいろいろ問題を抱えているような方とかに対しては、市の保健師との連携を図って、直接保健師が出向いていくというふうな、そういう対応の仕方、連携をとっているわけですが、そういう中核病院といいますか、ところにおいても、やはりその産科の医師の確保というのは大変苦慮されて、全国レベルといいますか、全国を見た中で探すといいますか見付けてくるというような状況で、大変この状況としては厳しい状況にあるかというふうに思います。

そういう中で、全国市長会におきましても、少子化対策、子育て支援に関する特別提言というものを行っております、その中で、産科・小児科医の確保と地域医療の充実、それから保育料負担の軽減について、国はより積極的に責任を果たすべきであると、そういう提言もしております。

そういう中で、先ほど申し上げましたように、本市においては、分娩のできる医療機関がないということで、先ほど市長答弁にございましたように、周産期医療母子センターとの連携とかそういう形での対応を、どうすることが強化できるのかというのは、まだこれから検討していかなければいけませんけれども、そういう中での対応をしていくということで考えております。

それから、今申し上げましたように、産科の医師の絶対数の不足と、それを解消していく、それは国の政策になろうかと思えますけれども、それと同時に地域医療の問題として、こちらは県も関わってまいりますので、そういう中で医師会あるいは分娩のできる医療機関のない市間との情報交換とか連携を深めながら、対応について検討していきたいというふうに考えております。

○木村利晴君

医師不足ということなんですけれども、分娩に関しては助産師の方がおられればよいということなんですけれども、去年、平成26年2月に、君津市でオープンしました産院がございまして。君津市は、やはり10年間、分娩ができる産院がございませんでした。君津市長の

強い意志で産院を疎誘したと聞いております。分娩後の、産後のケアが充実しており、育児相談もできて、大変妊婦さんにとっては信頼できる頼もしい産院になっているようです。若い世代にとっても、安心安全な街づくりお第一歩として、大切な、そして重要な取り組みと考えております。真剣に考えていただき、どうしたらそんな産院の誘致ができるのか、可能になるのか、皆さんと知恵を出していただきたいというふうに思っています。よろしく前向きにご検討を願いたいと思います。

また、最後の質問になります。

プレミアム付き商品券についてお伺いいたします。

地方創生、冷え込んだ消費活動の促進を図るため、八街市も商工業活性化と市全体の消費拡大を促すことを目的とし、8月10日より8月17日までの8日間、プレミアム付き商品券を発売されたわけですが、販売状況はいかがだったのでしょうか。順調に販売されたのでしょうか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

8月10日から販売を開始いたしました「八街市プレミアム付き商品券」につきましては、8月17日をもちまして販売終了となりました。なお、販売したプレミアム付き商品券が、利用させることにより、市内での消費喚起を促し、本市の経済が活性化することを強く期待しておるところでございます。

○木村利晴君

商品券は完売されたということなんですけれども、販売方法についてお伺いしたいと思っております。

八街市のホームページで、購入方法として一人1冊までとなっており、子育て家庭を支援する「チーパス」持参の世帯は1冊多く購入できますとありましたが、現実にはお一人で何冊も購入できたというお話を伺っております。実際には、どのような形式で販売されたのでしょうか。一人1冊というチェックはされたのでしょうか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市プレミアム付き商品券の販売は、市内6郵便局、千葉みらい農業協同組合八街支店、八街市推奨の店「ぼっち」及び八街商工会議所の9カ所で販売を開始いたしました。販売初日の8月10日のみ、販売所の混雑緩和対策として市中央公民館で販売を行いました。購入方法として、市内在住者に限り一人あたり1冊とし、子育て家庭を支援するため、本市独自の対策として「チーパス」持参の世帯には1冊多く購入することができることとなっておりました。本市では、多くの販売所で商品券を販売したことから、購入者の本人確認として運転免許証や健康保険証など、氏名や住所がわかるものの提示をいただきましたが、購入者のチェック機能が難しいことなどの理由により、名簿などによる照合までは実施いたしませんでした。

○木村利晴君

ありがとうございました。

販売する場所によっては、並んでいて、2回目に来ると、あなたは2回目ですからだめですよというところもあったのですが、顔は見ないで何回でも並べば買えるというような状況も大分あったようなので、買える人は何冊を買えたし、買えない人は買えなかったということなんですが、買えなかった方の中で、体に障がいを持った方たちが、あの列の中に入っていけなかったという現実がございます。1時間、2時間並べさせられると、非常にきつくて並べなかったというようなことで、諦めてお帰りになったというような方もございました。販売方法では大変苦情が多かったとも聞いておりますので、どのような苦情があったのか、教えていただきたいと思えます。

○経済環境部長（麻生和敏君）

苦情内容でございますが、主なものでございますが、まず、「先着順で販売するのではなく全世帯に1冊ずつ」あるいは「往復はがきによる抽選にすべきだったのでは」というような意見、また、「高齢者や障がい者、赤ちゃんなど、販売所まで行くことができない方への配慮がなかった」。先ほど議員から質問もございましたとおり、「一人あたり1冊までとなっているが、毎日あるいは何回も並んで購入している人がいた」というような意見が多く寄せられております。また、「道路の渋滞がひどい」「駐車場が少ない」というような意見も聞いております。

また、お褒めの言葉としましては、「販売期間が1週間あったので、日曜日も販売していたので商品券が購入できた」というようなこと、それから、これは商品券の取扱店の方からでございますが、「商品券販売開始の売上が予想以上に上回っている。市民の方の消費行動は拡大しているものと感じている」というような意見が寄せられております。

なお、今回寄せられたご意見等につきましては、真摯に受け止めまして、今後の業務等に活かしていきたいというふうに考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

街の活性化のために、大変すばらしい取り組みだったなというふうには思っております。

しかし、販売方法には多少問題があった感は否めません。時間とお金がある人は何冊も購入できて、欲しくても1冊も購入できなかった方もおられますので、この問題に対する対応、これはどのようにされてきたのか。また、今後も同じような事業取り組みをすることもあろうかと思いますが、そのときは、今回の教訓をどのように反映し改善されていかれるのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

先ほども述べましたが、今回の意見を十分真摯に受け止めまして、今後の事業に役立てていきたいというふうに考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

本当にいい取り組みだったので、街の活性化に対して、非常に大きく貢献できたのかなというふうに思っております。このような取り組みをされるときには、やはりあらゆる人たちを想定して、欲しい人には平等に配布されるよう工夫していただけますようお願いを申し上げます、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で誠和会、木村利晴議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時51分）

（再開 午前11時02分）

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、小山栄治議員の個人質問を許します。

○小山栄治君

誠和会の小山栄治です。今回は、道路について、障がい者に優しい街づくりについて、3つ目として安全・安心な街づくりについて、質問をさせていただきます。

今回の質問は、私の選挙運動中に市民の皆様から話を聞いた問題を中心に質問をさせていただきます。

まず、質問事項1、道路についてです。

農協脇の踏切近く交差点は、何度も質問が出ていますが、なかなか改良が進まない場所というよりも、改良が難しい場所なのだろうと思います。しかし、ここを通りたくないという人がたくさんいるのも事実です。私は、思い切った道路改良が必要だろうと考えます。

そこで質問いたします。農協踏切脇の110号と224号の思い切った道路改良はできないのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご質問の箇所につきまして、道路と軌道との交差が変則的であり、通行の安全を図る道路改良を実施するためには、形状的に中央グラウンドの用地を利用する大規模な工事が必要となり、グラウンド自体の機能が損なわれ、さらに影響範囲が八街中学校の敷地まで及ぶ可能性もあり、道路改良は難しいものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。なお、JAちばみらい八街支所から隅切り部分の用地を寄附していただき、拡張することで安全が確保されたところがございます。また、交通の安全確保を、十分配慮する必要性は認識しておりますので、現況道路での路面表示などの設置につきまして、今後研究し、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○小山栄治君

グラウンド自体の機能が損なわれて道路改良は難しいと考えているという答弁でしたけれども、私は、中央グラウンドを移転してでも、市民の安全・安心のためにも思い切った道路改良をしなければいけない交差点だと思っております。

そこで、担当部長にお聞きしますが、この交差点を利用しているかどうかはわかりませんが、部長自身、この交差点をどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○建設部長（河野政弘君）

当該踏切といいますか、交差点につきましては、今ご質問がありましたように、市役所側からの224号線、また榎戸からの102号線、また農協側からの110号線、さらに今答弁にありましたように三区9号線、このような道路とそれから軌道が複雑に交差しております、通行するにも不便を感じるのは皆様も同じだと思いますし、私もよく通りますので、そのようには感じております。ただ、内容につきましては、今説明がありましたように、この軌道といいますか踏切を改良するには、できるものであれば道路を高架にするとか、線路を高架にするとか、そういうのが一番安全な方法であるかと思っておりますけれども、それには多額な費用も要しますし、今お話がありましたように、もしグラウンドの移転とかそういうことが可能であるならば、そういう可能性もあるのかなというふうに感じております。

○小山栄治君

私は、市が思い切って道路改良をするという考えがあるならば、中央グラウンドは市有地でありますので可能ではないかと考えます。

そこで、市長はあそこの道路を通ると思っておりますけれども、市長は、あの道路を、交差点を通るときにどのように思いで通っておりますか。

○市長（北村新司君）

先ほど答弁したとおりであると感じておりますが、1つの窮余策として、先般、先ほども答弁いたしましたけれども、JAさんの方で好意的に無償であの土地を寄附していただきまして、三角に出っ張ったところを改良工事したところでございます。その点だけにつきましても、私もいろんな市民の方々から、あそこを通りやすくなったよというようなご意見をいただいております。今、中央グラウンド移転も云々というお話がございましたけれども、このことにつきましては、先ほども答弁したとおり、非常に困難なことであるというふうに感じております。

○小山栄治君

すぐには道路改良は難しいと思っておりますけれども、今できることは、どうすれば安心して通行できるのか。今のままでは私はいけないと思っております。今の現状を、安心して通行できる交差点にするには、どういうことが今できるのか。その辺はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○建設部長（河野政弘君）

今できることといいますと、答弁にありましたように、路面表示などで注意喚起、そのようなことが可能性があることだと思います。

○小山栄治君

ありがとうございます。

次に、中央グラウンド脇の歩道なんですけれども、この歩道整備、これも早急に考えないといけない場所ではないかと思えます。歩道がないところもございます。通学路でもありますし、中央グラウンド脇の歩道整備、これはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○建設部長（河野政弘君）

中央グラウンド脇の歩道ということでございますが、市役所の方から行って、八街中学校の前を通りグラウンドの前、その部分については歩道がございますけれども、その先が切れているという状況でございますが、現在のところ、新たな歩道整備ということについては、予定はございません。

○小山栄治君

あそこの歩道というのは市有地ですから、やる気になれば十分できる場所だと、私は考えておりますので、子どもたちの通学路でもあるし、市民の安全・安心のためにも、あそこの歩道整備は、きちんと私はやるべきと思えますけれども、再度、ご答弁をお願いします。

○建設部長（河野政弘君）

歩道を整備するとなると、そのグラウンドの一部を削ってというようなことになろうと思えますし、グラウンドの部分ができましても、そこから先の部分についてはまだ歩道がないような状況の中で、今後の検討課題かと考えております。

○小山栄治君

できるだけ早目に歩道ができて、市民の皆さんが安心して通行できるようにしていただきたいと思えます。市民が通りたくないと思うような交差点は、改良していかなければ、八街に住みたい、これから住んでよかったと思えるような街づくりは進まないと考えております。できるだけ早い改良をお願いしたいと思えます。

続いて、質問事項の2、障がい者に優しい街づくりについて、質問をいたします。

初めに、選挙の投票についてお聞きします。

市役所で行っている期日前投票所は、スロープもあり、職員に対応していただいているので、障がい者の人も安心して投票ができていますので、自分は天気の良い日に毎回市役所で期日前投票をしているという人もいました。しかし、地区の投票所で、車椅子の人や高齢者の電動車椅子の人からは、選挙に行きたいけれども行けないという声も聞きます。投票所を注意して見ると、私の地域の投票所も車椅子の人では投票が難しいかなという印象を持ちました。

そこで伺います。車椅子の人や障がい者が投票しやすい環境はどのようにしているのか、伺います。

○選挙管理委員会事務局長（山本雅章君）

答弁いたします。

本市の投票所につきましては、公共施設や小・中学校の体育館等並びに各区のコミュニテ

イセンターを借用し、あわせて23の投票所を定めております。車椅子の人や障がい者が投票しやすい環境としましては、座って投票ができる低い記載台を全投票所で用意しているほか、スロープを備え付けていない投票所につきましては、スロープを設置、車椅子で投票する人につきましては、過去の投票状況から投票日当日車椅子を用意しております。車椅子を配置していない投票所につきましては、人的介助による対応となりますが、必要な場合は、次回の選挙から用意するように努めたいと考えております。

○小山栄治君

車椅子や障がい者の人の人に対しても、投票しやすいように取り組んでいるというご答弁をありがとうございました。

投票しやすい環境として、座って投票できる低い記載台とか、スロープの設置、車椅子の用意、人的介助で対応するということですが、各投票所で実際に車椅子や障がい者の方が検証してこれは行っているのか。これは実際に障がい者が検証して、そういうことを行うことが大切だろうと考えますが、健常者の人が考えても、実際に車椅子の人とは考えが違うところもございます。その点、実際に検証して取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（山本雅章君）

スロープの設置でございますが、まずスロープにつきましては、全ての投票所に用意してございます。それから、スロープを設置したからといって、さらに出入り口のところにコンクリートなどで段差があるというような場合も、実はございます。そういうところにつきましては、もう1つ別のスロープを付けるといったような対応もしております。それから、車椅子につきましては、その投票所における過去の車椅子の使用状況、これを見ながら配置をしておるところでございます。

○小山栄治君

誰でもが安心して投票できるような環境づくり、これをぜひこれからも進めていっていただきたいと思います。

続きまして、次に、最近では車椅子などの障がい者だけでなく、高齢化社会の中で誰でもが使い勝手のよいトイレの整備、バリアフリートイレですとかユニバーサルトイレ、これが設置義務化されてきております。バリアフリー法ができてから、誰でも安心して外出ができる環境づくりは、大切な街づくりの1つと考えます。

そこでお尋ねいたします。本市において、バリアフリーの公衆トイレの設置はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、障がいのある人が安心して暮らせる福祉の街づくりを推進しており、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、バリアフリー化を含め、できるだけ全ての人の利用に配慮した街づくりに努めているところでございます。

公園のトイレにつきましては、都市公園法に従って設置をしているところであり、平成1

1年に開園したけやきの森公園には、多目的トイレを設置しておりますが、昭和55年に開園した八街中央公園、昭和57年開設の榎戸第1及び第2児童公園には、現在、多目的トイレは設置されておられません。しかしながら、トイレ設置後30年以上経過し、設備の老朽化が進んでおり、今後、計画的にトイレを改修する必要があることから、多目的トイレの設置につきましても検討してまいりたいと考えております。

なお、市役所第1庁舎、総合保健福祉センター、老人福祉センター、クリーンセンター、八街駅、榎戸駅、スポーツプラザ、中央公民館、図書館に多目的トイレが設置されておりますので、これらの施設をご利用いただきたいと考えております

○小山栄治君

老朽化しているトイレは計画的に改修し、多目的トイレの設置を考えていくという答弁をいただき、ありがとうございます。これからもよろしくお願いをしたいと思います。

障がい者を含め、誰でも安心して外出できる街づくりを推進している本市は、どこへでも外出ができるようにもっともっとバリアフリーのトイレは必要と考えます。市としては、今後どのようなところに設置を考えているのか、お伺いいたします。

○建設部長（河野政弘君）

バリアフリーのトイレということですが、今は、現在のところは具体的にどこか、そういう予定はございません。

○小山栄治君

まだ、答弁にもありましたけれども、公園等で設置されていないところがあるということですが、まずそこを中心的に行うのかなと思います。

地区のコミュニティセンターなど、私はバリアフリートイレ、これは必要だろうと考えます。地区の行事や集会、またはサークル活動などに、障がい者だけではなくて、子育て中のお母さんが授乳をしたりおむつ交換ができるトイレは、外出しやすい街づくりには大切なことだろうと考えます。地区コミュニティなどの集会所にバリアフリーのトイレの設置が必要と考えるが、いかがでしょうか。

○総務部長（武井善行君）

やはり、多くの方がご利用される施設、これは必要だと思います。今後、そういった計画があるところには、そういった整備についてご協力をお願いしてまいりたいと思います。

○小山栄治君

市でなかなかできなければ、補助金を出して各地区でやっていただくというようなことも考えられると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、誰でも外出しやすい街づくりの1つとして、どこにバリアフリーのトイレがあるのか一目でわかるような地図があるといいと考えますけれども、現在、そのような地図とか案内表示、そういうものは現在あるのかどうか、お伺いいたします。

○総務部長（武井善行君）

申し訳ありません。現時点では、バリアフリーのそういったものがあるという、表示のそ

ういったものはないと思います。ただ、今後はそういった整備をしていく際には、そういった表記ができるように検討していきたいと思います。

○小山栄治君

外出をしたときに、どこにあるのかわかるように、八街に訪れた人でも八街の市民でも、すぐわかるような、そこに行けばあるんだというものがわかるような案内表示、または地図、そういうものがあると親切なのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、市として、外出しやすい街づくりを推進していますけれども、民間のレストランやスーパーなど、いろいろなお店にバリアフリーのトイレの設置や車椅子など、障がい者でも安心してお店に入れるようなバリアフリーのお店がたくさんできるように、ほかの市では条例をつくって取り組んでいるところもございますが、本市としては、そのような推進をどのように考えているのか、お伺ひいたします。

○総務部長（武井善行君）

その件につきましては、先進自治体の状況等を確認させていただく中で、必要なものに関しては整備していきたいと考えています。

○小山栄治君

なかなか、民間のお店、そういうところにお願ひするというのもお金のかかる問題で、難しいと思いますけれども、障がい者の人も健常者と同じように、お店に入って食事をしたり買い物をしたい、そういう気持ちの人もたくさんおります。しかし、現時点で、あのお店は車椅子では行かれないんだということで、行かれない人もいます。ぜひ、そういうものも協力していただいて、市ができるだけ協力できるような体制で、誰でもが健常者と同じように街の中を外出できるような環境づくり、そういうものをしていただきたいと思います。

そこで、今回、一般質問の中で、まだ副市長の声を一度も聞いていないのですけれども、ぜひ副市長の声を聞きたいと思いますので、副市長は、この外出しやすい街づくりの推進のために、どのように本市で取り組んだらいいと考えているのか、急で申し訳ございませんけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

○副市長（榎本隆二君）

それでは、お答えいたします。

先ほど市長の答弁の中にもございましたけれども、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー化、こういったものを推進していくということが、1つあると思いますけれども、あとは、議員さんから先ほどお話がございましたバリアフリーの案内表示ですとか、こういったものを整備していく。さらには、昨日からいろいろ出ておりますけれども、市の交通体系とか、例えばふれあいバス、デマンド交通、こうしたものをどういうふうにしていくかといった検討なども進めながら、外出しやすい街づくりを推進していくということが必要かなというふう感じております。

○小山栄治君

急な質問で申し訳ございませんでした。ありがとうございます。

私はトイレの問題だけではなくて、障がい者も健常者も、高齢者も子どもも、男性も女性も、誰でもが社会の中で同じように安心して外出できる街づくりをしていかなければいけないと考えております。市としても、これからはしっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。

次に、質問事項3、安全・安心の街づくりについて。

要旨1、井戸水の水質対策についてお伺いいたします。

本市では、上水道の延長は難しく、45パーセント近くは井戸水に頼らなければいけない状況です。本市は農村地帯ということで、硝酸態窒素が出やすく、飲み水として不適の検査結果の出るところが多いようです。今回、二州小学校周辺の人から、「井戸水の水質が悪く、20年ぐらいの間に5回も井戸を掘り直さなければいけなかった。鉄分が強く、水中ポンプもすぐに壊れてしまうし水質も悪い。1回井戸を掘るだけで50万円ぐらいはかかってしまい、大変なんです。少しでも市で井戸を掘るときに助成してもらえないだろうか」と相談されました。「同じ税金を払っているのに」と。その人にとっては、この井戸水の問題が一番何とかしてもらいたいことなんだと話していました。

そこでお伺いします。二州小学校周辺の井戸水の水質対策についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市では、井戸水の水質検査を市内北部と南部に分け、隔年で60カ所ずつ実施しております。平成25年の検査では、二州小学校のある山田台地区は5カ所の井戸水を検査しており、その中で一般細菌が検出された井戸が1カ所、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が検出された井戸1カ所、臭気が検出された井戸が1カ所、マンガンが検出された井戸が1カ所となっております。これら基準値を超えた井戸の所有者には、文書による飲用指導を実施し、さらに希望者には訪問飲用指導を実施しております。

○小山栄治君

先ほども言いましたが、二州小学校近くの人から、鉄分が出てしまい、20年の間に5回も井戸を掘り直したという相談がありました。深く掘っても同じように出てしまい、水中ポンプもさびて困っているという嘆きを伺いました。先ほども言いましたように、「同じ税金を払っているのに何も対応してもらえない」という人に対して、市としてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

井戸の助成ということでございますが、上水道を使用している方が約54パーセント、残りの45パーセント程度は井戸水を使用しております。これらの方々全てに対して井戸の助成をするとすると、ちょっと市としても困難であるかというふうに考えています。

○小山栄治君

私が言いたいのは、現在困っている人が実際にいるんですよ。20年の間に5回も井戸を掘っているという。こういう人の現場に行って、調査をしたり話を十分聞いて、そういうこ

とを実際にしていただきたい。そういう姿勢を見せてあげることが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

やはり、先ほども市長の答弁の中にもございましたが、今は飲用水等ともございます。その中でそういう相談についても乗っていきたいというふうには考えています。

○小山栄治君

水質検査で、大腸菌だとか硝酸態窒素などが検出されたところには、希望者に浄水器の補助制度というのがありますけれども、鉄分はこの浄水器では除去されないとされておりまして、鉄分をとるには、逆浸透ろ過法ということがあるようですけれども、50万円近くかかるとされておりまして、今補助している浄水器では除去できない物質を除去する器具を設置する場合、補助制度は考えられないのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

浄水器の補助でございますが、現在議員の方から言いました亜硝酸態窒素及び硝酸態窒素と大腸菌が検出された井戸について、現在対象となっております。鉄分が検出されている井戸につきましては、市内では過去12年間において4カ所検出されておりますが、現在のところ、市としては補助のことについては考えておりませんが、今後、それらにつきましても検討していきたいというふうには考えています。

○小山栄治君

よろしくお願ひしたいと思ひます。先ほども言ひましたけれども、二州小学校近くの住民の人が、困っている人がいますので、現地に行つて、十分話を聞いていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、本市では同じ場所では定期的に水質検査を実施されております。毎年60カ所、隔年で120カ所ということになると思ひますけれども、水質の変化を調べるには、同じ場所では長年調べることは大事なことであります。しかし、本市においては、環境が変わり、住宅の近くに廃棄物が山積みにされたり、ヤードといわれるものできたりしてあります。そういう周辺の住民は、井戸水に汚染がないか、非常に心配している人がたくさんいます。一回水質検査をすると1万円近くかかってしまいます。近くに心配するような廃棄物等がある場所について、井戸水の水質検査を、市であるいは助成をするという形でお願ひしたいと思ひますが、いかがか、お伺ひいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

井戸水の水質検査は、大腸菌や硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素など11項目の検査を民間の検査機関に依頼した場合は、1万円程度の費用がかかると聞いております。

本市での上水道普及率としましては、平成27年3月末現在、54.5パーセントの世帯の方が上水道を利用されていることから、残りの45.5パーセントの世帯の方が井戸水を利用されていると考えております。それらの井戸水を利用されている方々全員に、水質検査

の助成をすることは困難であることから、現在、個人所有の井戸水の水質検査は所有者の方
にお願いしている状況であり、今後も助成の予定は、今のところございません。

なお、水質検査の結果、大腸菌または硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値を超えて検出
された場合は、幾つかの条件はありますが、浄水器の設置に対する補助制度を活用してい
ただいているところでございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。

現在行われている60カ所、合計120カ所だと思いますけれども、この水質検査の場所、
これはどのよう基準でこの120カ所が選ばれているのか。また、この120カ所のうち個
人の井戸水は何カ所ぐらいあるのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

水質検査の調査の場所でございますが、この検査につきましては、平成元年から行ってお
ります。昭和の時代に八街町と、当時町ですが、町の時代にやはり産業廃棄物、それと残土
の埋め立て等がかなり多く行っておりました。その結果というか、水質汚染がちょっと心配
されたということもありまして、この水質検査を始めたのが始まりだというふう聞いてお
ります。井戸でございますが、これはほとんど個人の井戸でございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。

平成元年から行っているようではございますけれども、その間、ずっと水質検査を同じところで行
っていますけれども、八街市の水質、その間どのような変化があったのか、変化がなかったの
か、その辺をお伺いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

水質の変化でございますが、八街市としましては、最近につきましては、硝酸態窒素、亜
硝酸態窒素が多く検出されておりますが、そのほかにつきましては、変化は特にございませ
ん。

○小山栄治君

120カ所がほとんど個人の井戸水の検査ということではございますけれども、これが20何年、2
7年ですか、行われているということで、市民の人から、自分のところも、自分の井戸の水
質検査をしてほしいという話をたくさん聞きますけれども、毎年同じところの水質検査をす
るのも大事だと思いますけれども、不安が、井戸を持っている人もたくさんいるのですけれ
ども、今後、この場所を変更していくというような考え、またはこれはいつまでもこの水
質検査というものは続けていくのかどうか、お伺いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

現在は120カ所の井戸を検査しておりますが、長年水質に問題ない井戸はかなり、かなり
というか大部分でございます。今後、その問題がありそうところにつきまして、入れ替
えと申しますか、そういう検討もしていかなければいけないというふうには思っております。

いつまでということですが、それはちょっと、今は当分の間は続けていくということです。

○小山栄治君

ずっと検査をしてほとんど水質に異常というか変化のない場所、そういうところは非常に市民が不安がっている井戸、そちらの方に検査場所を変更して行うような体制、ぜひ早目にしていただければ、市民の皆さんも安心して井戸水が飲めるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最近、産業廃棄物の不法投棄やヤードと言われる場所、その周辺だけでも、私は水質検査、これは市でできるだけ早くやっていただいた方がいいなと思っております。今120カ所のうちの徐々にということではなくて、特に心配されるような場所、これはできるだけ早い時期に、安全な120カ所の場所の少しを削ってでも、来年度にでもぜひ検査していただけるようなことができないのか、お伺ひいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

ヤードでございますが、平成27年4月1日より、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例、通称ヤード適正化条例が県の方で施行されております。県では、ヤードの設置者に対し、届けの提出、立入検査の実施を行っておりますが、今後、ヤードの設置者に水質検査をお願いできるかどうか、県の方にも協議してまいりたいと考えております。また、この施設につきましても、油などが地下水に浸透しないように定められておりますので、今現在、担当としては特に水質の汚染はないものではないかというふうには考えております。

○小山栄治君

毎年60カ所の予算はあるわけですので、その60カ所のうちの安全、変化のないところを何カ所か削って、同じ予算の中でできるわけですので、ぜひ、心配されるヤードの近くとか、そういう廃棄物が山積みになっているような箇所、そういうところはできるだけ、そういう場所に水質検査を移動していただきたいと思います。また、現在、水質検査、これに対して八街市では助成制度というものがございませぬが、汚染されていそうな不安のある場所に限定してでも、そういう人に対して水質検査の助成ということは考えられないのか、お伺ひいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

特に水質の問題があるというような、例えば産業廃棄物が山積みになっているというようなとか土砂、そういった箇所につきまして、市として問題がありそうな箇所につきましては、今後、助成ではなく市の方でやっていきたいというふうには考えています。

○小山栄治君

よろしくお願ひしたいと思います。

現在、八街市では浄水器の助成制度を行っておりますけれども、浄水器の助成制度を利用して設置した家庭、これはどのくらいあるのか、お伺ひしたいと思います。

○経済環境部長（麻生和敏君）

すみません。今、手元資料がございませんので、後ほど。

○小山栄治君

それでは、わかりましたらお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に移ります。

要旨2、防災について質問をいたします。

災害がいつやってくるかわかりません。八街は災害に強い街と言われておりますけれども、八街市市民にとって、災害に対する意識が低いように感じられます。八街にもいつ大きな災害がやってくるのかわかりません。災害時の基本は、「自分の命は自分で守る」、「地域でできることは地域です」ことが基本となります。そのためにも、自主防災組織は重要な役割になると考えます。

そこでお伺いいたします。自主防災組織の現状と市の推進について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の自主防災組織は、平成25年度末には4団体でございましたが、昨年度から結成促進に取り組んだ結果、新たに7団体が結成され、現在11団体となっております。しかしながら、本市の人口等を考慮いたしますと、自主防災組織の団体数は十分とは申せませんので、4月の区長会議、地区の社会福祉協議会の会合及び区、町内会の会合等を通じまして、自主防災組織の必要性や重要性等を周知し、今後も自主防災組織の結成促進を図ってまいりたいと考えております。

また、既存の自主防災組織の活動を支援するため、自主防災組織の資機材購入に係る補助制度に加えて、自主防災組織活動マニュアルを作成し、市のホームページ上で公開しておりますが、今後このほかの支援策についても検討してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。

本市において、自主防災組織の結成団体が現在11団体ということで、私は非常に少ないと考えております。いざ災害があったときには、自主防災組織は重要な働きをされると考えられます。本市においてなかなか組織団体が増えないのは、どのような原因が考えられるのか、わかりましたらお伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

なぜそういった団体が増えないかというのは、なかなか調査できていないところですが、1つには、やはり地震、震災に強いまちということもあろうかと思えます。ただ、これからは結成促進に向けて、市の方としてもいろいろところでPR、お願いしていかなければならないと思っております。そういったこともありまして、去年は11団体に増えたということもございますので、これからも引き続き、自主防災組織の結成にあたりましては、いろいろところでお願いしてまいりたいと考えております。

○小山栄治君

現在ある11団体のうち、県の補助制度で資機材等を購入した団体、これは11団体のうちの何団体なのか。また、どのようなものを購入したのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（武井義行君）

すみません。現在11団体中、何団体が補助を受けたかということは、ちょっと今、調べさせていただきます。この補助につきましては、1団体につき資機材購入にあたり50万円が1回に支給されるものでございますけれども、何団体に支給されたか、今確認しております。

○小山栄治君

市の方で自主防災組織の結成をどんどん進めていくというようなことをしていても、実際には県の補助金が追いつかないというようなことも考えられております。50万円ずつの補助を出すということで、私ははっきりとはわかりませんが、まだ半分ぐらいしか行っていないのかなと思いますけれども。これがどんどん増えちゃった場合に、県の補助制度をもらえるのが何年も先では、結成したけれども何年ももらえない団体が出てきて、機材購入できない団体がとか、5年先だとか、そういうことになる可能性も、私は出てくると思います。八街において、40や50の自主防災組織があっても、私はおかしくないと思いますけれども、そうした場合、県の補助制度で1団体につき50万円、これを今までどおり続けていくには非常に難しい問題が出てくると思っております。ほかの県の市町村でも、同じような問題で補助制度の金額を下げたとか、そのようなところもございますけれども、八街としては、その点をどのように考えているのか、お伺いたします。

○総務部長（武井義行君）

今年8月に、これまでは19種類の資機材に限定していたものを、66種類まで増やしたところでございます。自主防災活動をする上では、さまざまな資機材が必要になってまいります。他の自治体の状況も確認しなきゃいけないのですが、現状のところ、50万円につきましては、金額を下げるということは検討しておりません。

○小山栄治君

自主防災組織を結成される団体がどんどん増えた場合に、50万円の補助制度を出せるのかどうか、非常に私は問題だと思います。市の財政が苦しい中、足りない分は市が出すのだというようなことは難しいと思いますけれども、結成団体を増やす一方では、補助制度もついてきますので、非常に難しいことも考えられると思います。その辺もしっかり検討していただきたいと思います。

また、防災訓練を毎年やっておりますけれども、今年度も2月頃に計画されていると思います。その際、自主防災組織はどのような関わりを持つのか。また、関わりがないのかどうか。お伺いたします。

○総務部長（武井義行君）

毎年実施しておりますけれども、それぞれ学区の方ですとか、そういった限定の中でご協力いただいてきたのだと思います。ただ、今後は、やはり市全体としての防災訓練でござい

ますので、できる限り、いろいろな方に参加していただけるように検討してまいりたいと思います。

○小山栄治君

せっかく各地域に自主防災組織を作っていただいております。そういう人たちの研修の場にもなると思いますので、積極的に参加してもらおうようにしていただくのも大事なことだと思います。ぜひ、今年は実住小学校で計画されているようですけれども、近くの自主防災組織には声をかけて、参加していただきたいと考えております。

それから、自主防災組織の中で災害弱者対策、これはどのように行ったらいいと考えているのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

災害弱者には、多くのいろいろな方が。当然、障がい者の方とかご高齢の方もいらっしゃいますけれども、小さな子どもですとか外国人の方とか、いろんな対象の方がいらっしゃいます。地域の皆様にいろいろなところでそういった方たちを把握していただく中で、どういった形の救済措置がとれるか、それぞれ検討しておかなければならないと考えております。

それと、先ほどのご質問の補助金関係ですけれども、現在11団体中3団体に補助金交付済みでございます。今年度は3団体に交付が決定しておりますので、残る5団体につきましては平成28年度以降、順次交付したいというふうに考えております。

○小山栄治君

話が戻ってしまいますけれども、11団体のうち3団体、今年は新たにまた3団体ということで、5団体については来年度、確実に5団体分が来年に来るかどうかわかりませんが、来年度以降ということですが、先ほども言いましたけれども、結成がどんどん増えた場合、補助してもらえらるまでがだんだん伸びてしまう懸念もありますので、十分検討していただきたいと思います。今後、このほかの支援策も検討していくと、先ほど答弁いただきましたけれども、何か具体的な考え、そういうものがありましたら、お聞きいたします。

○総務部長（武井義行君）

具体的にはまだないわけでございますけれども、いろいろな方の状況等、またご意見を伺いながら、必要な支援策というものは検討してきたいと考えております。

○小山栄治君

わかりました。

防災の市の担当職員、現在は何人体制で行っているのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

防災に関しましては4名の職員、防災課といたしましては8名体制ということでございます。

○小山栄治君

自主防災組織だとか災害体制を担当している職員というのは、非常に少ないのが現実だと思います。消防関係を担当している人もいますし、多分その人も合わせての人数ではないか

と思いますけれども。専門に自主防災組織だとか、そちらの災害の方に関する職員というのは1人なのかなと、私は思うんですけれども。非常に人数が少ない中で、一生懸命に頑張っていていただいていると思いますけれども。

私は安全・安心の街づくりをする中で、八街市において、市民の安全を守るため、また安全・安心の街づくりをしていく上でも、1つの課があってもいいのではないかと。市民の安全・安心の街づくりの課とでも言いましょうか、そういう1つの課を作って、市民の安全・安心を守るぐらいの体制、組織作りを考えてもいいのではないかと思いますけれども、そういうお考えはございませんか。

○総務部長（武井義行君）

議員がおっしゃるとおり、確かに防災課は、人数的には非常に厳しい状況で活動しております。そんな中、関係各課からいろいろ応援をいただくなどして対応しているわけなんですけれども、先般、丸山議員さんからも危機管理課というようなお話がございました。今いろいろな組織の見直しを行っている中で、危機管理というものをこれから優先的に検討していかなくちゃいけないというふうに考えております。組織の見直しの中で検討してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

いろいろな議員から市役所の中の組織を変えた方がいいというような話もあるし、職員の中からもそういう考えが出てきておりますので、ぜひ今後、検討していただきたいと思えます。

次に、前にも私は質問させていただきましたけれども、最後の質問になります。

八街市社会福祉協議会との災害時応援協定は、絶対に結んでおかなければいけないと考えます。以前、私が質問してから10カ月以上が経過しておりますけれども、いまだ協定が結ばれておりません。

また、千葉県外のところと災害時応援協定を結ぶことは大切なことだと考えます。千葉県内ですと、同じ災害に遭っている被災者同士ということもあります。私は毎年、八街の中学生や黎明高校の学生がお邪魔させていただいたり、八街市の防災について講演に来ていただいている塩竈市ボランティアの代表の関係もあり、塩竈市との災害時応援協定を結んだらという提案をさせていただきました。塩竈市に限らず、どこでもいいと思いますけれども、とりあえずというか、ぜひ塩竈市との災害時応援協定が一番早い近道だと考えます。

そこでお伺いいたします。災害時応援協定の進捗状況について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市社会福祉協議会と本市との間の災害時における応援協定の締結につきましては、現在、調整を進めており、今年度内に協定を締結できる見込みでございます。また、県内の市町村とは、県を通じまして災害時応援協定を締結しておりますが、普段から交流がない県外の市町村とは本市単独での調整が難しいため、現在のところ、災害時応援協定は締結してお

りません。しかしながら、近い将来、首都直下型地震の発生することが予想される中、同時に被害を受ける確率が低い、距離が離れた自治体との間で災害時応援協定を結ぶことも、重要な災害対策の1つであると考えております。本市といたしましては、ボランティア等による民間の交流や、市内の複数の中学校による現地視察が行われている塩竈市のような市町村と交流を重ね、お互いの状況を十分理解した上で、しかるべき時期に災害時応援協定を締結していきたいと考えております。

○小山栄治君

社会福祉協議会との応援協定ですが、いつ災害があるかわからないという状況にありますし、話によりますと、6月頃から調整に入っているようです。今年度と言わずに、今年中に協定が結ばれるようにできないか、再度お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

極力早く協定を結べるように、努めてまいりたいと思います。

○小山栄治君

できるだけ今年度中ではなくて今年中にできるようにお願いしたいと思います。

続いて今年も、今月3日に八街南中学校と八街中央中学校が被災地学習とボランティア活動に行ってきております。また10日には、八街中学校が被災地学習とボランティア活動に伺うことになっております。また黎明高校も、ここ何年か、修学旅行で塩竈市を訪れております。既に4年以上も前から塩竈市との交流が始まっております。

私は去年の12月議会で塩竈市との災害時応援協定をと質問させていただきましたが、市町村間の交流を重ねてという、今回と同じ答弁をいただいております。この10カ月の間、本市はどのような交流があったのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

今年度に入りましての塩竈市との交流につきましては、申し訳ありませんが把握しておりませんが、国内で、いざ震災が起きたときに、同じ震災を受けるようなことがないような地域の自治体と、こういった形での協定を結ぶことは必要だと思いますので、引き続き協定を結べるよう、努力してまいりたいと思います。

○小山栄治君

交流を重ねていくのだというような答弁を、2回私は聞いております。しかし、実際には、この間、交流はなかったのではないかと、私は考えます。ぜひ積極的に塩竈市の方と交流を重ねていただければいいのかなと思っております。

その1つとして、私は来年度からでも、本市と塩竈市との職員間の交流を。これはなかなか難しいのかもしれませんが、半年でも1年でも結構ですので、行って、防災のノウハウを塩竈市から学ぶ職員交流を考えてはいかがかと思っておりますけれども、その点でのお考えをお聞きいたします。

○総務部長（武井義行君）

いろいろ調整等で大変な部分もあると思っておりますけれども、検討させていただきたいと思

います。

○小山栄治君

災害はいつやってくるか、わかりません。一番心配なのは、前にもありました竜巻、八街市においては竜巻。それから富士山の噴火。これが八街にとって、一番考えられる災害ではないかと思います。できるだけ早い時期に、応援協定を結んでいただきたいとお願いしまして、終わりにいたします。ありがとうございました。

○経済環境部長（麻生和敏君）

先ほどの浄水器の設置の補助の件数でございますが、平成13年度から平成26年度の14年間で265基に対して補助しております。また平成27年度につきましては、本日現在で6基を補助しております。

以上です。

○小山栄治君

ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で誠和会、小山栄治議員の個人質問を終了します。

会議中ですが、昼食のため休憩いたします。午後は1時10分から再開します。

(休憩 午後 0時04分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、山口孝弘議員の個人質問を許します。

○山口孝弘君

こんにちは。山口孝弘でございます。

通告に従いまして、人口減少対策及び子育て支援について、質問させていただきます。

日本の急激な少子化、高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生法が、平成26年11月28日に制定されました。

本市における人口は、平成17年10月の国勢調査をピークに減少に転じ、ここ数年では、人口減少の幅が増加しており、さらなる少子高齢化の進展が予想され、人口減少の克服、少子化の克服、少子化及び子育て支援施策、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成などが課題とされております。まち・ひと・しごと創生法に基づき、国及び千葉県が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案しながら、市の実情を踏まえ、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むため、八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定している最中であります。

その中で、4つの重点項目が上げられておりますが、1つ目に、安定した雇用の創出、魅力ある就業機会の拡大。2つ目に、若い世代の移住、定住促進。3つ目に、若い世代が安心して結婚、出産、子育てができる環境作り。④に、時代に合った地域を作り、安心な暮らしを守るとされて、この4つの重点項目があるわけですが、それを加味しながら、今回は質問させていただきます。

千葉県八街市小谷流地先で、ユニマツグループにより第2のふるさと作りをテーマにした総敷地面積約100万平米に及ぶ小谷流の里プロジェクトが始動しております。八街市としても雇用の創出、八街市のイメージアップにもつながるものであり、八街市として、このような民間企業との連携をどのように考えていくのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市への民間企業の進出は、市民の皆様の雇用の場や、本市税収の確保につながるものであり、特に本市を取り巻く社会経済環境から、八街市において、市内に工業団地を造成して企業誘致や事業所の集積を図ることが現状では非常に困難な中、自らの意思で八街市に進出していただける企業には、大変ありがたく、感謝申し上げる次第でございます。

さて、小谷流地先でございますドギーズアイランドは、ゴルフ場に併設された愛犬と宿泊できるホテル、ドッグラン、愛犬用プール、レストラン、ショップなどを兼ね備えた施設でございます。さらに今後、施設を拡張し、ホテル、地元農産物の直売所、子どもと動物が触れ合うキッズゾーンなども検討しているとのことであり、周辺一帯を一大リゾート地とする計画とも聞いております。

ドギーズアイランドは、本市税収の確保など、直接的な恩恵のみならず、八街市にリゾート施設ができることにより、八街市のイメージアップにもつながるものでもございます。ドギーズアイランドに限らず、民間企業の支援ということにつきましては、民間企業は基本的に営利を目的としておりますので、行政において協力できることは限られてきますが、民間企業の進出は、八街市の活性化につながることでございますので、個々のケースに応じて、どのような支援が可能なのか、検討してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ありがとうございました。

具体的に、どのような連携が、やはり民間企業でありますから、できるところ、できないところがあるかと思えます。しかしながら、協力できるところはしっかりしていくべきだと、私は考えます。その中で、具体的にどのような連携が考えられるのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

連携についてでございますが、今回の総合レジャー施設の開設につきましては、市外や県外からも人が呼べる施設として、本市の活性化にもつながるものと期待しているところでございます。市としてできる範囲で積極的に連携、支援を図ってまいりたいと考えております。

また、来場者が農業に親しみ、本市において農業を始めるきっかけとなれば、高齢化によ

る農家の減少を抑えられ、また人口減少対策にもつながることから、市民農園の開設の際には、利用の募集等について、ホームページ等を活用し、支援してまいりたいというふうに考えております。

○山口孝弘君

市民農園開設の際にはということでしたが。

先ほど市長答弁でも、施設の拡張の際、ホテル、地元農産物の直売所、子どもと動物が触れ合うキッズゾーンなど計画が予定されている中で、一体的に整備されると思いますが、今後、そのほかに予定されている施設があるということも聞いております。

時期的なものは、市の方に示されているでしょうか。お伺いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

施設の事業概要でございますが、現在は営業中のゴルフ場、ペット同伴型のホテルをはじめとしまして、今後の予定としましては、集合住宅、温浴施設など、そのほか休耕田である谷津田を生物生育空間として保全し、自然体験施設と言われるビオトープや農産物直売所及び市民農園を整備、計画する予定と伺っております。現状では、市内において市民の憩いの場となる施設に限りがあることから、このような民間企業の参入で市外からも人を呼び込むことができる施設ができることにより、本市の活性化につながるものと考えておりますので、期待しているところでございます。

○山口孝弘君

八街市にはそういった人を呼べる施設というのがなかなかなかったわけですが、ユニマットグループの第2のふるさと作り、小谷流の里プロジェクトを活用しながら、八街市がしっかりとバックアップしながら、双方にメリットを作り出して、外から来られた方だけではなく、ぜひとも、私が思うのは、地元にも愛される、地元の方々にも愛されるような場所になっていただきたいと思っておりますので、その点は八街市のバックアップもしていただければというふうに考えております。

次に参ります。

子ども・子育て支援新制度の取り組み状況についてでございます。

深刻な少子高齢化社会を迎える日本で、女性の社会進出を進め、労働力を確保するとともに、私たちが子どもを産み育てやすい社会を作り出すために始まった、新たな制度でございます。子ども・子育て支援制度は平成27年春より始まったわけですが、取り組み状況について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、子ども・子育て支援新制度事業の中での新しい取り組みとなります、ファミリー・サポート・センター事業を10月1日から開始いたしました。この事業は、子育ての援助をしてくれる人を提供会員、子育ての援助をしてもらいたい人を利用会員、子育ての援助をしてほしいときもあるけれど援助できるときもある人を両方会員として、地域で助け合う

会員相互の援助活動について、アドバイザーが連絡、調整などのコーディネートを行う事業でございます。また、新しく充実した事業といたしましては、児童クラブの対象児童が小学校3年生から6年生までに拡大されたことに伴い、入所希望児童の増加が見込まれることから、児童クラブの定員を全体で20名増やして対応しております。さらに、7月から川上小学校の余裕教室で、新たに定員40名の児童クラブを開設したところでございます。また、新制度施行に伴って、幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持った、幼保連携型認定こども園として、私立八街幼稚園が平成27年4月から明德やちまたこども園として開設されており、新たに32名の保育を必要とする児童の受け入れが可能となりました。

○山口孝弘君

その中で、保育園、学童保育の待機児童の現状について、お伺いいたします。この問題は、制度が始まる前に、もうしっかりと見越して、学童クラブであったら3年生から6年生まで拡大されると。保育事業であれば、八街かいたく保育園を作ったりとか、実住保育園でしたか、実住保育園が増改築されたような経緯もあります。その件も含めまして、待機児童の現状について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成27年9月1日現在の保育園の待機児童数につきましては19名となっており、昨年の同時期と比較しますと10名の減となっております。保育を必要とする待機児童の解消につきましては、本市の重要な課題であると認識しており、待機児童解消を早急に図るため、昨年度に千葉県安心こども基金を活用して、私立八街かいたく保育園の施設整備事業を実施し、今年度から定員が111名となり、45名の新たな受け入れが可能となりました。また、私立八街幼稚園から、幼保連携型認定こども園、明德やちまたこども園へ移行したことに伴い、本年度は新たに32名の児童の受け入れが可能となっております。公立保育園では、市立八街保育園の改修工事を行ったことにより、新たに9名の児童の受け入れも可能になったことから、私立と公立を合わせて合計86名の定員増となっております。しかしながら、新制度の開始に伴い、パートタイムでも保育園に入所しやすくなったことや、保護者の就労形態の多様化などにより、昨年以上に保育園等への入所を希望する保護者が増えているため、待機児童の解消には至っておりませんが、今後も、待機児童の早期解消に努めてまいりたいと考えます。児童クラブにつきましては、児童クラブの定員を全体で60名増やして対応しておりますが、9月1日現在の児童クラブの待機児童数は1名となっております。今後も引き続き教育委員会と連携を図りながら、余裕教室の活用に向けた検討を進めることにより、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

保育園は19名、学童クラブは1名の待機児童がいらっしゃるということがわかりました。具体的な待機児童解消に向けての方向性を教えていただければと思います。

○市民部長（石川良道君）

先ほど市長答弁がございましたように、保育園関係で19名の待機児童ということですが、内訳を申し上げますと、0歳児が8名、1歳児が5名、2歳児が2名、3歳児が3名、4歳児が1名、5歳児が0名ということで、いわゆる未満児、3歳未満の待機児童が大半を占めているというふうな状況でございます。今年度から八街市子ども・子育て支援事業計画、こちらに基づいた事業が行われているわけですが、今申し上げたような形で、保育を必要とする0歳から2歳までの児童が計画上も実態上も今後も増加していくものと、そのように見込まれておりますので、その対応策といたしまして、子ども・子育て支援新制度により、市の認可事業となります0歳から2歳までを対象とした小規模な保育施設としての地域型保育事業、こちらを利用した解消計画を今後検討していく必要があるというふうに考えております。

○山口孝弘君

小規模型というわけですね。それを開設していくことで待機児童を解消していくという話ですが、実際にはどのような計画ですか。今後なんですけれども、はっきりしたものは。今の現状はどうなんでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

まだ具体的なものはございませんけれども、旧無認可施設等も含めた形のものの中で、そういう事業展開を希望されるような方等があれば、今後検討していかなくちゃいけないのかなというふうに考えております。

○山口孝弘君

わかりました。

例えば保育園の敷地面積に応じて職員の配置をして、待機児童の解消を図ることもたしかやられていたと思うんですけれども、今の現状といたしまして、敷地面積に応じた職員配置というものは。例えば、もう一人増やせば何人か入れるとか、今しっかりとした配置はされているのでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

それぞれの年齢に応じた配置基準がございます。3歳未満の待機児童を解消したいということで、八街保育園の施設改造というものも行いました。その結果、八街保育園においては待機児童の解消といたしますか、それにつながっているというふうな形になっております。当然、配置基準に沿った職員配置というのは行われているところでございます。

○山口孝弘君

すみません。私の質問の仕方が悪かったです。

話をさせていただいた中で、保育園職員の募集はしているのだけれども、なかなか働いてくれる方が少ないという情報を聞いております。そういった中で、保育園運営がなかなか厳しいのかなということで、質問させていただきました。子ども・子育て支援新制度が始まりまして、保育園の施設体系、開所時間も正直延びたと思うんです。そうした中で職員が大変苦慮されているという話もお伺いします。かなり職員の負担が増えたのかなというふうに思

いますが、その点はどうなのか、お伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

保育時間の標準とされるものが11時間ということで、8時間のものが11時間に増えた形です。それだけを見ましても、全体の職員体制の充実が求められる中にあるわけなんですけれども、子ども・子育て支援新制度の開始に伴いまして、現状の保育士数では負担が多くなるという予想もございまして、今年度は臨時職員の短時間保育士を昨年度よりも12名増やしまして、全体で19名の短時間保育士さんの体制をとっております。そういう形で新年度への対応を行っているところでございます。

しかしながら、今年度におきましても正職員の保育士の育休とか産休、そういうところでの対応も必要な中で、一部の保育士さんに負担がかかってきているという話もちよっとお聞きしています。臨時保育士の確保ということでは、担当の方も苦勞されているわけなんですけれども、昨今の保育士不足といえますか、全国的な状況として保育士が不足している状況があります。そういう中での臨時保育士の確保策としまして、広報やちまた、あるいは市のホームページ、ハローワーク、求人情報サイト、新聞折り込みにチラシを入れる、そういうことも行って、求人を行っております。10月1日から、実住保育園と朝陽保育園の一時保育、こちらの方に1名ずつ人材派遣会社からの保育士を派遣して、確保に努めている状況でございます。

○山口孝弘君

さまざまな方法を駆使しまして、保育士の確保をしているという話でした。できれば正規で雇っていただければというふうに思います。できるだけ子どもを産み育てやすい社会を作り出すという意味でも、安全な居場所作りをしていただくということはすごく大事なことで、よろしくお伺いいたします。

次に、出産や分娩ができる医療施設の誘致について、質問させていただきます。

皆様もご承知のとおり、平成25年4月以降、八街市内で出産できる医療機関はなくなりました。子育て支援や街づくりの観点からも、これから八街に住みたいと思っている方、八街市内で出産を控えている方、あとは八街がふるさとで、里帰りとして八街に帰ってきて出産を考えていた方も多くいらっしゃると思います。市内で出産や分娩ができないというのは、これは非常に大きな問題であると、私は思っております。出産や分娩ができる医療施設の誘致について、どのようなお考えなのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

個人質問6、木村利晴議員に答弁したとおり、平成25年4月以降、市内で出産できる医療機関は、なくなりました。妊娠届出時に出産予定施設が未定の方で、出産する医療機関についてのご相談があった場合は、近隣医療機関について情報を提供し、相談に乗っております。今後も、妊娠期間中の妊婦一般健康診査の助成や、本市において妊婦を対象に実施している母親学級への参加を呼びかけ、分娩や育児等の不安の解消を図るよう努めたいと考えて

おります。

なお、産院の減少につきましては、本年9月に開催されました印旛地域保健医療連携会議でも、医師会のある先生より、産婦人科医の不足につきましても危惧される声が出されたところでございます。当市といたしましても、市内に産院があることの重要性、必要性は十分認識しておりますが、1つの対応策といたしまして、周辺市町の出産のできる医療機関との連携促進等を視野に入れ、出産を控えた市民の皆様には不安感やご不便のないよう努めるとともに、医療機関の誘致につきましても、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

産院の減少について、印旛地域保健医療連携会議の中でもさまざまな話題が出たということでございますが、実際に産院の減少はどのような現状なのか。近隣の現状も踏まえて、お伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

分娩実施施設数ということなのですが、こちらについては千葉県の周産期医療体制整備計画というのがございまして、そちらのものと、平成22年にこの計画を策定しましたけれども、そのときと比べて、全体として増減はないと。結果として、プラスマイナスゼロという数字になっています。具体的な数字なんですけれども、産科医療補償制度加入というのが義務付けられているのだと思うんですが、そちらに入っているお医者さんの病院あるいは助産所等の数なんです。こちらについては平成27年9月現在において、病院が41、診療所が78、計119。助産所が19でございます。それから、近隣につきましては、東金市さん、大網白里市さん、それから本市において、分娩できる産科医院、病院がないという状況でございます。

○山口孝弘君

千葉県のちょうど中心となります八街、東金、大網の部分がすっぽり抜けているというような現状であると。近くに出産や分娩ができる医療機関がないというのは、大変不安なわけでございます。近隣市町村との連携を図る上でも、この問題については、ちょうどなくなった地域の東金と大網と八街は、全て密接していて隣同士の市町村でありますので、お会いした際には、市長から、今後どのように分娩や出産ができる施設を考えていくのか、ぜひとも検討していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、不妊治療に対する助成について、質問いたします。

不妊治療は、1回当たりの治療費が高額だけでなく、治療に時間もかかるなど、経済的に大きな負担となるために、不妊治療を受けられないご夫婦がたくさんいらっしゃいます。また、治療を受けたカップルの10組に1、2組は、年齢的なことや経済的なことで結果を出せないまま治療を諦めざるを得ないのが現状でございます。そこで、不妊治療に対する助成について、本市の考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

不妊に悩み、不妊治療を受けることは、身体的、精神的負担も大きい上に、費用が高額になることで、経済的理由から治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくありません。現在、千葉県において、不妊治療のうち、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っております。市民の方から相談がある際には、特定不妊治療費助成金申請窓口である印旛保健所を紹介しています。

なお、市に寄せられる相談件数は少なく、千葉県特定不妊治療費助成実施状況を見ましても、当市は、平成25年度に33件、平成26年度に29件となっております。千葉県内で独自に特定不妊治療費助成を実施している市町村もありますので、今後、引き続き、市民のニーズを把握しながら、助成制度の構築が可能かどうか、検討してまいります。

○山口孝弘君

ぜひとも検討していただきたいなというふうに、強く思います。

今、不妊治療の進歩は目覚ましいものがございます。この10年で、50人に1人は生殖補助医療技術よっての妊娠だと言われております。高度医療の体外受精は1回約30万円から50万円かかると。顕微授精が1回につき35万円から60万円。これを年間1回、2回、3回とやっていきますと、年間100万円を超えてしまい、高額なものになってしまいますが、かなり確率も高く、医療の進歩が目覚ましいということです。ぜひともそういった方々に対して助成できるような形にしていきたいと思いますが、近隣市町村の現状を、簡単に。近隣市町村で、千葉県の助成以外をやられている自治体というのがどのような現状なのか、お伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

県の特定不妊治療費助成事業以外に、独自で特定不妊治療助成を行っている市町村というものもございます。具体的には松戸市、茂原市、成田市、旭市、我孫子市、君津市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市、香取市、いすみ市、多古町、東庄町、睦沢町、白子町、長柄町というふうになっております。この中で、独自事業というふうな形の中で検討すべきかと考えていますのは、1つは男性の不妊治療費に関する助成です。今までの県の特定不妊治療関係につきましては、体外受精、それから顕微授精ということで、女性を対象としたものでありますので、男性を対象にした不妊治療に関する助成等については検討すべきかなというふうに考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも検討を進めていただきまして、できるような形にしていきたいと思います。

ちなみに、八街市の出生率は千葉県平均、国平均と比べてどうなのか、お伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

現在というか、平成25年の数字ですけれども、合計特殊出生率で八街市は1.11、千葉県が1.33、全国では1.43になっています。ちなみに、平成16年では県や市が1.22、国が1.29で、開きがないという状況だったのですが、その後、国の方は、多少の

でこぼこはありますけれども、上昇に転じております。千葉県においても同様の形になっています。しかし、本市においては、平成16年以降については平成22年の1.30がピークで、減少しているというふうな状況です。しかも減少幅が大きいのが特徴かと思えます。

○山口孝弘君

人口減少問題に対しまして、たしか国は1.8を目標に設定されていると思えます。1.8であっても人口は減ってしまう現状になると思えますが、八街市の1.11という数字は大変低い数字であります。しっかりと目標を定めていただきまして、出生率を考えますと、助成が必要だなというふうに考えますので、ぜひともご検討をよろしくお願いいたします。

次に、SNSを活用した情報発信について、質問させていただきます。

SNSの有効性は、2011年の東日本大震災で大きく取り上げられました。私も何度もSNSを活用した情報発信をお願いしておりますが、実現には至っておりません。多くの市町村が今SNSを活用し、防災だけではなく、子育て支援に関する情報、地域の産業の活性化につながる情報など、リアルタイムで生きた情報を発信しております。若手職員で構成する八街市地域活性化研究会でも、SNSの有効性について提案されていると思えます。そこで、SNSを活用した情報発信について、八街市としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市の情報発信については、現在、広報やちまたとホームページを中心に実施しているほか、やちまたメール配信サービスにより、市からのお知らせやイベント、講座情報など、10項目のジャンルで配信しております。ご質問のSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスによる情報発信については、人と人とのつながりを促進、サポートするインターネット上のサービスであると理解しております。また、インターネットによるコミュニケーションや、情報の収集、発信のツールとして使用している方も増えていると考えております。そうしたことから、市の若手職員で構成する八街市地域活性化研究会においても、SNSの有効性について、提案されているところでございます。現在実施している情報発信をより充実させることはもちろんのこと、SNSは新たな情報発信ツールとして活用できるものでございますので、実施にあたっては、その目的や対象などを検討し、より効果的な情報発信のツールとなるよう、調査研究してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

メール配信サービスを八街市は行っておりますけれども、メール配信サービスがまだまだ認識されていないのではないかと、私は思います。メール配信サービスを、まずはしっかりと普及させる。それにプラスアルファして、SNSを活用してやっていくことが大事だと思います。

SNSがわからない方もいらっしゃるかもしれませんが、例えばツイッターであったり、フェイスブックであったり、ラインであったり、あとはブログですね。特に若い世代の方は

急激に、そういったサービス、機能を使いこなす人が圧倒的に増えてきていると。それで、ちなみに、若い世代の方が、例えば、広報であるとか、そういったものをなかなか見ないという現状もございます。そういった方々にもしっかりと生きた情報を伝えていくべきだなというふうに私は思いますが、SNSを活用している市町村は近隣ではどのような現状なのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

SNSの活用は、かなりの自治体で今、実際に活用しております。県内で申し上げますと、37市中28市で活用しております、印旛管内だけで申し上げますと、7市中4市、活用していないのは、本市と富里市と印西市のみということになっております。

○山口孝弘君

そうであれば、今のことを聞くだけでも、八街市もぜひやるべきだなというふうに思います。まずは始めていくべきだと思いますし、市として情報発信をするには、なかなか最初は試行錯誤するとは思いますが、やはり、1回始めたらしっかりとやっていって、いろんな情報があるからこそ、いろんな情報をさまざまな場所で閲覧できるというような形に、私はしていただきたいと思います。広報だけではなく、ホームページだけではなく、そういったさまざまなツールを使って、なおかつ、SNSのいいところは、ただ単に市がこういう情報を流しましたよというだけではなくて、そこからタグ付け、シェアとかいろいろあるのですけども、そこからいろんなところに流すことができる、人から人へ渡すことができるというのがSNSのすばらしいところなので、そういったツールをしっかりと活用していただきながら、八街市の魅力発信、そして防災であったりとか、子育て支援に活用していただければと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で山口孝弘議員の個人質問を終了します。

次に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

桜田秀雄です。私は、安保法制、私道舗装整備、選挙総括、庁舎問題、学校行事の5点について質問いたします。

さきの国会で安保関連法案が成立いたしました。議論の中で立憲主義のあり方が問われました。①立憲主義について、市長はどのような認識をお持ちなのか、お伺いいたします。②といたしまして、安保法は地方自治体とも密接に関わってまいりますけれども、市民の安全を確保するために、その方策について伺います。

次に、私道舗装整備について。私道舗装助成制度の創設については何回か質問をしております。検討は進んでいるのか、どうか伺います。

次に、8月30日に行われました市議会議員選挙について伺います。選挙は適正に行われたのかどうか。また、立候補説明会に候補者本人の出席を義務付けることができないか、お

伺いたします。

次に、庁舎問題について。本庁舎1階ロビーに庁舎案内板が設置されました。大変理解に苦しむ案内板です。庁舎案内板の設置の経緯と、これに関わった役所の関与について伺います。次に、階数表示が逆で理解しづらい表示になっています。改善を求めるがいかがか、伺います。

次に、学校行事と議員の役割について伺います。議員の改選に伴い、各学校等の配置状況はどうなっているのか、伺います。2点目として、現在、各学校等の催事にあたり、各学校長の判断で、地域の皆さんや議員の皆さんに行事案内等を行っているものと認識をしております。各学校等はさまざまな課題を抱えており、子どもたちや保護者、学校管理者の声に耳を傾け、よりよい環境で子どもたちが学べるようにすることが議会の役割の1つでもあると、私は考えております。各学校等に複数の議員を割り振り、情報の共有を図るべきと思うがいかをお伺いたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、安保法制について答弁いたします。

(1) ①ですが、私は、二度と戦争を起こしてはならないと考えておりますし、日本が戦後歩んできた平和主義国家としての道りを誇りに思っております。安保法制につきましては、国民の間に賛否両論があった中で、国会において議論され成立したものでございます。安全保障は国の責任で対処すべき問題であり、1自治体の首長が見解を述べることにはなじまないものと考えます。

なお、安保法制につきましては、今後も政府において、国民に広く理解を求める取り組みが必要であるものと考えております。

次に、立憲主義とは、政治は憲法の制限下に置かれているということと理解しております。

次に②ですが、安保法制の成立に伴い、本市出身の隊員を含め、自衛隊員が戦闘に巻き込まれるリスクが高まるのではないかとのご質問でございますが、この点につきましても、国会審議の中でさまざまな議論がなされたところでございます。私は平和外交の積極的な推進等により、そうした危険が生じないよう、強く願うものでございます。

次に、質問事項2、私道舗装整備について答弁いたします。

(1) ①ですが、これまでの定例会の中で何度か答弁しておりますが、既に認定されている市道であっても、未舗装の道路やひび割れ等が発生している道路、側溝などが整備されていない道路などもございます。このようなことから、市といたしましては、市道の整備を最優先に行っておりますので、現時点での私道舗装整備助成制度の創設につきましては、難しいものと考えております。

次に、質問事項4、庁舎問題について答弁いたします。

(1) ①、②につきましては、関連しておりますので一括して答弁いたします。庁舎案内板につきましては、さらなる行政サービスの向上を図るために、本年4月から公共施設や避難場所を表示した地図を併設した、LEDバックライトを搭載した案内板に変更いたしまし

た。また、地元企業の広告を掲載することで、地域の活性化にも貢献できると考えております。

次に、階数表示につきましては、他の自治体の案内板を確認したところ、本市と同じ表示をしている自治体もあり、これまで来庁された方からも、わかりづらいなどの苦情も寄せられていないことから、変更する予定はございません。

○教育長（加曾利佳信君）

質問事項5、学校行事について答弁いたします。

(1) ①、②につきましては、関連しておりますので一括して答弁いたします。

日頃より、議員の皆様におかれましては、地域の代表として各小・中学校の学校行事等にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

教育委員会といたしましては、議員の皆様を各学校に配置する立場になく、お住まいの学区に即して各学校がご案内を差し上げているところでございます。

今後も、教育委員会から議員の皆様を割り振る立場にないことをご理解ください。

○選挙管理委員会事務局長（山本雅章君）

質問事項3、選挙総括について答弁いたします。

(1) ①ですが、のぼり旗は、公職選挙法では立て札及び看板の類いにあたります。公職の候補者等の氏名や、氏名が類推される事項を表示したのぼり旗は、政党の政治活動と見なされるものを除き、政治活動のために使用する事務所用立て札及び看板、政治活動のためにする講演会などの会場において使用されるもの以外は使うことができません。

選挙運動中に際しては、のぼり旗は、選挙事務所に表示で使用することが認められていますが、ポスター、立て札とあわせて3以内と数量が規制されております。

また、演説会場以外で街頭演説を行う場合は、選挙管理委員会より交付した街頭演説用標旗だけが使用を認められており、候補者の名前入りののぼり旗や、それに類推されるようなのぼり旗は、選挙運動期間中については、公職選挙法第143条に該当し、抵触するおそれがあります。

今回の選挙期間中の選挙管理委員会の対応といたしましては、警察にパトロール強化の要請を行い、また、市民からの通報につきましては、各候補者の選挙事務所に通報内容を連絡して、注意喚起を促したところでございます。

次に、②ですが、平成27年7月15日に開催した立候補予定者説明会には、候補者本人が出席した陣営、代理出席した陣営、候補者と帯同者とが出席した陣営とございました。立候補予定者説明会の周知につきましては、広報やちまた7月1日号に掲載し、立候補する予定の方は必ず出席するようお願いしたところでございますが、都合のつかない場合もございますので、代理出席の陣営もあったということが現状でございます。

○桜田秀雄君

それでは、また、安保法制についてお伺いをしていきたいと思っております。

市長の基本的な平和に対する考え方、これには私も大変うれしいなど、そういう気持ちを

持っております。しかし、今回の安保法制は、地方議会の一般質問、あるいは、こういう中では、八街の一般事務に関する事項、あるいは、国政に関する事項については、八街市の未来について密接な関係がある事項、こういうことについて許されるというものは、私も理解しております。

国の安全保障問題について、戦後70年間、どの国とも戦わない国作りを目指してまいりました。今回の安保法制によって、世界のどの国とも戦える国作り、これを目指す方向になってまいりました。これまでは、どこの国とも戦わない、こういう国作りを目指してまいりましたので、国から地方自治体に対して求められるものは、事務事業といたしましては自衛官の募集事務、あるいは、北朝鮮からのミサイル問題に発しました、いわゆるジェイ・アラートに象徴される国民の命を守る体制作り、これだけだったと私は認識しております。

しかし、今回の安保法制関連法案の中には、至るところに自治体に関する規定が盛り込まれております。11法案の中に、地方自治体に履行、これが入っているのは何本ぐらいあるのでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

申し訳ありません。具体的にはまだ承知しておりません。

○桜田秀雄君

私は質問するのに、地方自治体に関すること以外は質問できませんから、その辺について行政が把握しているか、そういう意味でお尋ねをいたしましたわけでございます。

先ほど、市長の方から自衛官の話がありました。八街には、自衛官とその世帯はどのぐらいお住まいなんでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

申し訳ありませんが、そのデータは持ち合わせておりません。

○桜田秀雄君

先ほど、市長の答弁の中で、集団的自衛権の行使を含む安保法制によって、協力を求められることになるが、自治体へのリスク、これは国で議論される問題だと話をされました。しかし、これから、法案が通ったことによりまして、安保有事法に基づいて各自治体に実務を行わせる、このことは政令で定める、このように規定されております。今後、官民の有事体制への動員のために、具体的、かつ、そうした整備も進められると私は考えております。

安倍首相は、憲法の許す範囲で、積極的平和主義だと言っておりますけれども、憲法では国の交戦権は否定しておりますから、幾ら関連法でも、各自治体に義務付けをすることは、これは許されておられません。ですから、各法案の中に、自治体条項については各自治体に協力を求めることができる、こういう内容になっているわけです。ということは、義務ではありませんから、市長の判断が求められる。こういうことになってくると思うんですね。

やはり有事法は、大変残念ですけども、市長もその中の1人に入ってしまったと、こういうふうには私は認識しているのですが、それについて、市長はどのようにお考えですか。

○市長（北村新司君）

今、桜田議員よりお話がございました、法改正が今回成立したと、安全保障関連法案が成立したということでありまして、これが立憲主義に反するのではないかというような内容の質問ではないかと思っております。

最終的には、司法の判断となるものと私は考えております。

○桜田秀雄君

今、立憲主義について議論をしているわけではないのですが、先ほど来、答弁の中でも実態はまだ把握されていない、こういう状況のようでございますが、やはり、今回の法案の中に幾つかの自治体条項が入っています。その辺をここから精査して、ぜひとも、市長の平和についての政治姿勢はわかりましたから、できたら安保法案に反対すると、そういう意思表示も含めてやっていただけると大変ありがたいと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほども申し上げましたけども、安全保障は国の責任で対処すべき問題であり、1自治体の首長が見解を述べるにはなじまないものというふうに考えておりますし、しかしながら、私は二度と戦争を起こしてはならないと考えておりますし、日本が戦後こうして歩んできた平和主義国家としての道のりを誇りに思っているということでございます。

○桜田秀雄君

教育長にちょっとお伺いしたいのですが、教育長は長年教壇に立っておられたと思うんですけども、長年教職者として、教え子を戦場に送るな、こういう言葉を合い言葉にしながら教育者は平和教育に取り組んできた。このように私は認識しておるのですが、今回の安保法制について、話せる範囲で、感想で結構ですから、お聞かせ願いたい。

(発言する者あり)

○教育長（加曾利佳信君）

私も、戦争を二度と起こしてはならないと強く思っておりますと同時に、70年間平和国家で歩んできたことに対して、誇りを持っておる1人でございます。その平和国家を築いてきた要因の1つに、学校教育における平和教育というものがあると思います。

八街市の学校教育は、今までも平和な世の中を一人一人が願って築き上げていくということ、教科指導や特別活動等を中心に、全教育活動の中で行ってまいりました。今後もその方針は崩さずに、今まで以上に、平和を願う児童・生徒の育成に尽力していきたいと思っております。

○桜田秀雄君

ただいま、私の発言中に、答える必要もない、こういう話が後ろの方から聞こえてまいりました。これは、議長の許可を得ない不規則な発言だと私は思うんですが、地方自治法第131条の規定に基づきまして、議場の秩序を乱す行為として、厳しく議長の方から注意をしていただきたい、このように思うんですが、いかがですか。

○議長（加藤 弘君）

今の質疑とは関係ございませんので、そのまま質問を続けてください。

○桜田秀雄君

一席の議員が答弁をすることはない、こういうことが許されるのですか。注意してください。

○議長（加藤 弘君）

執行側が答弁しております。

○桜田秀雄君

議長の姿勢が問われるものだと、私は考えております。

立憲主義について、中学校の頃、公民の授業かな、この中で教えていると思うんですけども、どのような内容を教えているか、わかりますか。

○教育長（加曾利佳信君）

先ほどから答弁の中にあります、政治は憲法の制限下の中で行われているというふうに、さまざまに社会科、公民等いろいろな教科で指導しております。

○桜田秀雄君

八街市は多分、東京書籍ですか、これの教科書を使っていると思うんですけども、この教科書の中では、立憲主義とは、政治はあらかじめ定められた憲法の枠内で行わなければならない、このようにまず述べられています。その中で、さまざまな法律の中でも、憲法はほかの法律が作られる際の原則や手続などを定める点で、法の中の法という性格を持っていると、これは法の最高法規性、このことを教えているのだらうと思います。

今回の国会審議の中で、こうした観点から、若い人たちは見ている、これはちょっとおかしいのではないかと思ったのでは、私はないのかなと。それが若い人たちが立ち上がった要因ではないのかなと思うんですけども、学校でこうした内容を教えていて、今回の議論を見ている、私は子どもたちに悪い影響が出てくるのではないかと。いわゆる、そういう規律があっても守らなくてもいいんだと、こういうことを国の最高責任者がやっている。こういう実態が明らかになったわけですから、教育現場にも問題が生じると思うんですが、その辺についての認識はどのようにお持ちですか。

○教育長（加曾利佳信君）

学校現場では、やはり、教科書をもとに、教科書の内容を正しく粛々と指導していくというふうにお答えいたします。

○桜田秀雄君

この問題について、もっともっとやりたいのですけども、なかなか時間がありませんから、次に進ませていただきたいと思います。

次に、私道舗装整備について、市長の方からは、やる考えはないよと、こういうお話をされました。前回の答弁の中では、検討する用意があると、そのような内容になっていたと思うんです。

市の行った調査によりますと、既に県内36市町村のうち、制度があるのは17、ないの

は19ということでございます。私は、よそがやっているから八街もやるべきだと、こういうことをよく議会で質問が出ますけれども、そういうことを私は言いたくないのです。八街の現状を、今、何を求められているのか。市民の意識調査の中でも、70パーセントを超える人が、八街は道路が悪い、特に生活道路が悪い、こういう意識調査の結果が出ているわけです。そうした重要な課題について率先して主体的に取り組む、これが市に求められている。このように思うんですが、市長は否定をされましたけれども、再度答弁を求めます。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁して、大変恐縮でございますけれども、まだ市道の中でも未舗装の道路やひび割れ等が発生している道路、側溝が整備されていない道路がございます。このようなことから、市といたしましては、市道の整備を最優先に行ってまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

八街には、道路用地寄附事務取扱要綱というものがございますけれども、ここ最近、この要綱に基づきまして、どのぐらい市道に認定されているのか、お伺いいたします。

○建設部長（河野政弘君）

最近の状況ということでございますが、先ほど、桜田議員の方からの質問の中で、平成25年かと思いますが、私道の整備に関する状況、その辺のご質問がございましたが、それ以降、受け入れ等についてはございません。

○桜田秀雄君

時間がありませんから、選挙問題にお伺いをしたいと思います。

今回の市議会議員選挙で、私のもとに県内の各市町村の議員さんが激励においでくださいました。そして、皆さんが異口同音に言ったのは、八街は無法選挙ですね、こう言われました。選挙期間中に後援会の同じTシャツ、後ろに名前が入っているんですよ、後援会の名前。このTシャツを着て、集団で選挙期間中に堂々とビラ配りをしている、そういうことに皆さんと一緒に出くわしました。これは何なんですかと、私は言われたんですね。

これは違法ですから、普通の人間だったら、陰に隠れてと言ったらおかしいけども、やるのは私は常識ではないかと思うんですね。やってはいけませんよ。それが、後援会の名前が入って、集団で、6人も7人で、堂々と真っ昼間にチラシ配りをやっているんですよ、各家庭に。

あるいは、ある議員さんに出くわしました。同じTシャツを着て、真っ昼間、選挙期間中、戸別訪問をやっているのです。情けないじゃないですか。私は選挙期間中に何人かに出くわしましたから、違法行為についてはやめてほしいなと声をかけました。しかし、その議員から返ってきた言葉は、私はびっくりしたんですね。いや、私は立候補説明会に行っていないからわかりません。こういうお答えです。だから私はその場で言いました。もしやめていただけないのであれば、議会の中で名指しで、申し訳ないけどもやらせてもらいますよと、こうお願いをしましたけれども、それでもやめてもらえませんでした。選挙管理委員会が説明会で幾ら説明しても、これは違法ですよ、今回は本当に事細かく説明させていただきました。

また、同僚の議員から、注意されても馬の耳に念仏、こういう状況なんですね。

選挙管理委員会にお伺いしますけれども、立候補説明会は、これは法的な裏付けはあるのですか。

○選挙管理委員会事務局長（山本雅章君）

ちょっと手元に資料がございませんけれども、そのような説明会を開いて事前に必要事項をお伝えしていくという意味では、必要なものだというふうに理解しております。

○桜田秀雄君

（聴取不能）のことについては、今の例を話したとおり、必要なんです。それで、これは、法的な裏付けは、私はないと思うんですね。ですから、今後、私は立候補説明会に行っていないからわからない。僕の事務所には本が1冊ありますよ、選挙運動に関する本。それを見ながらやっているわけですけども、ここまで言われてしまうと、やっぱり立候補者について、もっときちんと教育をしてほしい。私はそう思うんですね。ですから、次回の選挙から、本人が立候補説明会に参加できるように、ぜひ義務付けをしてほしい、そう思うんですが、いかがですか。

○選挙管理委員会事務局長（山本雅章君）

選挙管理委員会としましては、先ほどご答弁申し上げたように、広報で説明会の日時をお知らせするとともに、本人の出席を求めるような文面で掲載しております。また、今後につきましても、同様に本人の出席を求めるようにお知らせをしていくつもりです。

○桜田秀雄君

特に、初めて選挙に出る人は、本当に右も左もわかりませんので、ぜひ、そういう意味で、候補者が立候補説明会に参加する。選挙というものは、候補者が全責任を持つものですから、代理者を出して、いや、私は行っていないから代理者に後で聞いてみました、先ほど電話がありました、後で電話で聞いてみたらそうでしたという話もありましたけども、そんなことがあっては私はいけないと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、先ほど選挙管理委員会の方から、のぼり旗についてお話がありました。僕もうわさを聞いて、期間中に南部の方に行ってまいりました。驚いたんですね。もう何10本、何100本という旗が畑の中にバーッと立っているんですよ。これを見た市外の市議会議員は、本当にびっくりしていましたよ。これは何なんですかと。選挙法では、名前が入ってなくても、内容からして特定できれば、それは違法ですよと、こういう規定になっています。私は完全に違法なのぼりだと思うんですけども、私は今回の選挙で、収支報告書に16万円ほどかかりましたので、報告させていただきました。カンパ、寄附を入れますと、手持ち資金は10万そこそこで、今度の選挙を戦わせていただきました。もちろん、のぼりも1本も作りません。ポスターもコピーで作りました。全て手作り選挙でやらせていただきまして、何とかこの場に立たせていただいております。私は、そうした意味で、やはり違法なこと、これについては選挙管理委員会も積極的に取り組んでいくべきだろうと思うんですが、再度答弁をお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（山本雅章君）

選挙管理委員会としましては、公平で公正な選挙となるように、執行管理に努めていきたいと考えております。

○桜田秀雄君

これは恥ずかしい話なんですけど、議員の間では、いわゆる選挙に関して、買収さえしなければ何をやっても捕まらないと、こういうことを言っている会話を私は耳にしたことがあります。平成19年度の選挙も、選挙公費の問題が社会問題と大変になりました。テレビでも新聞でも報道されました。こうしたお話を街頭でお話ししたところ、ある市民からこんなことを言われました。桜田さん、情けは人のためならずだよ。こういうことを言われたんですね。実に残念だと私は思います。

確かに、平成19年の選挙も、あの時、情に流されずに告発に踏み切っていれば、今、この席にいられない議員もいるわけで、それをやっていたら、改革ももっと進んだのかも、私はしれません。今、そうした意味で、これからは、八街の場合、この八街の風土、これを直すためには、やはり自治体の皆さん方は、刑事訴訟法239条の2項で、不正行為を発見した場合には告発する、この義務を負っているわけですから、ぜひそういう責任を果たしていただきたい。このことをお願いしておきます。

次に、学校行事についてお伺いいたします。

教育委員会と学校現場との関係は、なかなかわかりづらいところが私どもにはあります。さきの議会で、子どもたちの通学路の問題、具体的に言いますと、市道三区35号線、これは、やまちょうさんから五差路までの道でございますけれども、約1キロございます。歩道の整備をお願いいたしました。請願の審査の中で、各委員の皆さんから、僕も傍聴させてもらったのです。そうしたら、委員会の審議では、いや、現場を見たけど、これはすばらしい提案だと、こういう議論が委員会で戦わされたのです。だから僕は内心、ああよかったな、これは通るかもしれないなと思ったら、採決に入ったら賛成したのは1人、あとは全員反対なんです。その後の反対討論を皆さんも聞いていたと思うんですね。提案はすばらしい、しかし、この議案は土地の所有者や、あるいは、関係する団体との協議がなされていない、だから反対なんだと、こういう反対討論でございました。

これは、行政の皆さんは当然わかっていると思うんですね。請願を出しても、それを、例えば、書類で出したとしても、それを議会で審査して、議会で可決されれば、これは議会の意思に変わります。そして、それは市民から選ばれた議会ですから、市民全体の意思に変わっていくわけでございます。そうした大事な請願について、土地の権利者から了解を得ていないから、これは賛成できないんだと。こういう話は、私はないと思うんですね。そうでしょう。執行部の皆さんは、請願をとっても、もちろん市長もそれをやる義務はありません。

○議長（加藤 弘君）

桜田議員に申し上げます。ただいまの質問は通告の範囲を超えています。重要事項であるならば具体的に通告し、執行機関の正式な見解を聞くことに努めてください。質問を変える

ように注意します。

○桜田秀雄君

それでは、角度を変えて質問させていただきます。

こうしたことは、この通学路は危ないよということは、学区連絡会、実住小学校学区連絡会等があります。この中には議員が7名ほどおって、皆さんからそういう意見をよく学連なんかで聞くんですね。

これは教育委員会にお伺いしますけども、学区連絡会には校長先生も参加をしております。会長は民間人ですよ。こうした会合での皆さんの意見というのは、どうしたルートを通じて行政に反映されるのですか。

○教育長（加曾利佳信君）

通告がございませんでしたので、こちらにも資料が、今、手元にないので、詳しくは述べることはできないのですが、学区連絡協議会で、各学校で提案された内容につきましては、教育委員会の方に内容については連絡がある場合がございます。ない場合もございます。

○桜田秀雄君

例えば、具体的な歩道の整備となると、これは教育委員会から通じていくのですか。それとも、会長さんの方から都市整備課なりこちらの方に話がいくのですか。

○議長（加藤 弘君）

答弁は結構でございます。通告とは内容が違いますから、答弁は要りません。

再度質問をし直してください。

○桜田秀雄君

通告の中では、小学校9校に対して複数の議員を割り振って、そうした各学校の実態を議員も知ろうじゃないか、みんなで共通認識にしようじゃないか、そういう声が聞こえたら、議員は子どもたちが安心して学べる学校、環境作り、これをやっていく責任があるわけですから、そういうものを反映していこう、そういう通告内容になっているのではないですか。答弁しなくていいとはどういうことですか。

○議長（加藤 弘君）

それは、先ほどあなたが説明されたこととは、今現在、答弁を求めていることとの内容が違っております。この通告書のと通りの答弁を求めてください。

○桜田秀雄君

通告書、学校行事②、各学校に、今回の改選で議員の人がいない地域も、学校もあろうかと思えます。これは、そういう状況を、やはり議員も把握して、議員仲間のみんなで話をし、あそこの学校はこういう問題だよ、こういう問題があるから議会で、例えば、委員会であれば委員会で、まとめて上に上げていこう、そういうことをやっていこう。それをするために、各学校に複数の議員を配置したらどうか、今までは俺の地域だから、地元の地域だからという意味があったけども、やはり全体、学校全体を考えてやっていこう、そういうことで質問を通告させていただきました。教育長の方からは、これは各学校の判断によると、そ

ういう内容でございますので、この件については、これから各学校の方にも要望書を出していくようにしてまいりたいと考えております。

残り時間が短くなってまいりましたけれども、戻りますが、今回の国の安保法制、本当に私は憤りを持っています。憲法学者や歴代内閣法制局長官、最高裁判所長官、あるいは、法曹界からも違憲と主張されています。ですから私たちは、この千葉県では44名の仲間と、全国では500名を超える仲間と自治体議員立憲ネットワークを作って、やはり国の最高法規は憲法なのだから、これを守っていこうよと。国の法律は憲法の許す範囲で作るんだと。そして、自治体の条例、規則、要綱、これは法律の許す範囲で作っていく、これが立憲主義の根幹であると思うんです。

市長にお伺いします。市長、条例、国は法律ですね、地方は条例、規則、規定、要綱があります。市長が変わるたびに条例の内容がころころ変わっていたのでは、これは、市民の皆さんの信頼を得ていく、これは私はできないと思うんですよね。解釈次第でどんどん変わっていく。これは、私は、法の安定性、条例の安定性、これが崩れていくと思うんですが、その辺について最後の答弁をお願いいたします。

○議長（加藤 弘君）

桜田秀雄議員にお伺いいたします。今の件は質問事項のどの部分の質問でしょうか。

○桜田秀雄君

安保法制です。

○議長（加藤 弘君）

安保法制のどこでしょうか。

○桜田秀雄君

①の立憲主義。

○議長（加藤 弘君）

立憲主義に対する見解ということですか。

○桜田秀雄君

はい。

○市長（北村新司君）

先ほど申し上げましたけども。

（発言する者あり）

○議長（加藤 弘君）

市長が答弁中です。静かにしてください。

○市長（北村新司君）

立憲主義に反するのではないかというご指摘でございますが、最終的には司法の判断になるものと考えておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、私は二度と戦争を起こしてはならないと考えておりますし、日本が戦後歩んできた平和主義国家としての道のりを誇りに思っている、そういうことでございます。

○桜田秀雄君

終わります。

○議長（加藤 弘君）

以上で桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日7日は議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。10月7日は休会することに決定しました。

本日の会議はこれで終了します。

10月8日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

議員の皆様に申し上げます。この後、議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時32分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件